# あきる野市

# 子ども・子育て支援事業計画

（あきる野市次世代育成支援行動計画）

平成27年度～平成31年度

平成 27 年 3 月

あきる野市

# はじめに

本市はこれまで、平成 22 年３月策定の「あきる野市次世代育成支援行動計画」に基づき、保育所の整備や学童クラブの定員拡大など子育て環境の改善に努めてまいりました。

一方、急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、地域住民のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育ての孤立感・負担感の増加や待機児童対策などが課題となっております。

国では、子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくための新たな制度である子ども・子育て支援新制度を本年４月にスタートさせます。

本計画は、子育て世帯を対象に実施したニーズ調査とあきる野市子ども・子育て会議の議論を踏まえた子育て支援施策の具体的かつ総合的な指針であります。計画期間は平成 27 年度から５か年でありますが、喫緊の課題である保育待機児童の解消に向けた小規模保育事業の実施、保護者要望が多い学童クラブ受入時間の延長、子育て家庭の交流・相談の場である子育てひろばの開設に、計画初年度から取り組み「子どもが主役のあきる野市」をすすめてまいります。

合併 20 周年の節目を迎える「あきる野市」は、豊かな自然環境、先人から受け継ぐ歴史・文化に育まれ、人と人とが、お互いに助け合う温かいまちです。地域で子どもたちを見守り・育むことで、あきる野の香りがする子どもたちが、将来に向け夢と希望を持ち続け、自立した人間に成長するよう、地域との絆を深めながら、市民の皆様とともに計画の実現に努めてまいります。

最後に、計画策定のための調査にご協力いただいた多くの皆様と、本計画が市の特長を活かした実践的な計画となるよう、熱心なご審議をいただきました「あきる野市子ども・子育て会議」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成２７年３月

あきる野市長　臼井孝

# ～　目　次　～


第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　計画の性格、位置付け 2
　３　計画の期間 2
第２章　計画の基本的な考え方 3
　１　基本理念 3
　２　基本的な考え方 4
　３　計画の基本目標 5
第３章　あきる野市の子育ての現状 6
　１　人口の推移 6
　　（１）総人口に占める子どもの人口の推移 6
　　（２）０～５歳の年齢階級別人口の推移 6
　　（３）６～11 歳の年齢階級別人口の推移 7
　２　人口の推計 7
　　（１）総人口に占める子どもの人口の推計 7
　　（２）０～５歳の年齢階級別人口の推計 8
　　（３）６～11 歳の年齢階級別人口の推計 8
　３　世帯 9
　　（１）子どものいる世帯の推移 9
　４　結婚・出産等 9
　　（１）結婚の推移 9
　　（２）出生数の推移 10
　５　女性の就労状況 10
　　（１）女性の労働力率の推移 10
　　（２）女性の労働力率の比較（国・都との比較） 11
　６　あきる野市の幼稚園・保育所等の利用状況 11
　　（１）０～５歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移 11
　　（２）０～２歳、３～５歳ごとの各人口における保育所入所率の推移 12
　７　あきる野市の保育所待機児童数の推移 12
　　（１）年齢別保育所の待機児童数の推移 12
　８　アンケート調査結果からみるあきる野市子育ての現状 13
　　（１）調査の目的 13
　　（２）実施概要 13
　　（３）結果概要 14
第４章　子どもの教育・保育を確保するために 25
　１　教育・保育の提供区域の設定 25
　２　幼児期の学校教育・保育 26
　　（１）前提となる事項 26
　　（２）市の現状 27
　　（３）需要量の見込み 27
　　（４）提供体制の確保の内容及び実施時期 28
　　（５）提供体制の確保策（確保の考え方） 29

３　地域子ども・子育て支援事業 30
（１）利用者支援に関する事業【新規事業】 30
（２）時間外保育事業（延長保育事業） 31
（３）放課後の活動支援（放課後子ども総合プラン） 32
（４）子育て短期支援事業 33
（５）乳児家庭全戸訪問事業 34
（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業 35
（７）地域子育て支援拠点事業 36
（８）一時預かり事業 37
（９）病児･病後児保育事業 39
（１０）ファミリー・サポート・センター事業 40
（１１）妊婦健康診査 41
（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業 42
（１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 42
４　幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策 43
（１）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的考え 43
（２）質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の基本的考え、推進方策 43
第５章　あきる野市子育て支援施策の展開(あきる野市次世代育成支援行動計画) 44
１　地域における子育ての支援 47
２　子どもの成長を通した健康づくり 53
３　家庭の子育て環境づくりの支援 55
４　子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備 58
第６章　計画の推進 64
１　計画の推進体制 64
２　進捗状況の管理 64
資料編 65
資料１　検討体制 65
資料２　あきる野市子ども・子育て会議条例 66
資料３　あきる野市子ども・子育て会議委員名簿 68
資料４　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置要領 69
資料５　計画の策定経過 71

※アスタリスク「*」の添付されている語句は、各ページの下段に用語の解説を記載しています。

# 第１章　計画の概要

## １　計画策定の趣旨

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきており、同時に多くの待機児童や児童虐待の深刻化など様々な課題があります。

このような子どもと子育て環境の変化を背景に、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども･子育て関連３法が成立いたしました。これらの法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を、自治体が実施主体となって、総合的・計画的に推進するため、幼児教育・保育など子育て関連事業の需要を把握し、その確保策や地域での子育て支援事業の充実を図ることを示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市の子育て支援策は、「あきる野市次世代育成支援行動計画」（前期計画：平成 17～21 年度、後期計画：平成 22～26 年度）に基づき、保育所・学童クラブの受入れの拡充や子育て関連事業に取り組んでまいりましたが、根拠法（平成 26 年度までの時限立法）である「次世代育成支援対策基本法」が 10 年間延長されました。このため、このたび策定した「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎながら、人口構造に地域性がある本市の特性や多様な子育て支援に対する需要を踏まえて策定いたしました。

また、人口減少期を迎える本市では、平成 26 年３月に策定した「あきる野市総合計画後期基本計画」（平成 26 年度～平成 32 年度）においても、子育て支援の充実の視点で、幼児期の待機児童の解消と放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実を重点施策として位置付けています。

本計画の基本理念である「子どもたちがのびのび育ち　楽しく子育てできるまち　あきる野」の実現に向け、環境整備に取り組んでまいります。

## 2　計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条「市町村は、基本指針に即して、５年を１期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づく計画で、同法第 77 条の規定に基づき設置している「あきる野市子ども･子育て会議」による委員の意見を聴取して策定しています。

また、市の最上位計画である「あきる野市総合計画（後期基本計画）」や保健・福祉の上位計画となる「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として位置付けるとともに、教育基本計画など子ども・子育てに関連のある計画と調和を持たせた計画です。

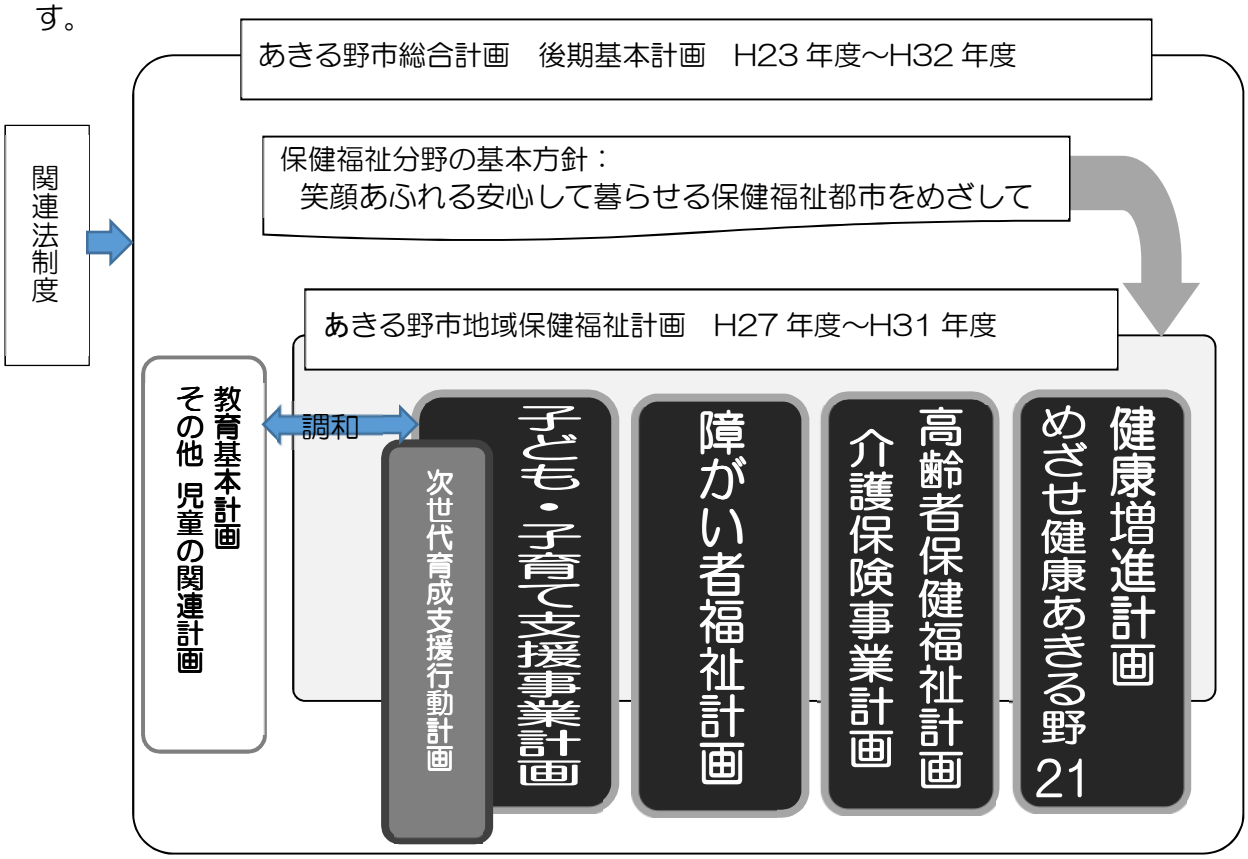


## 3　計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年とし、毎年度、本計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を行っていきます。

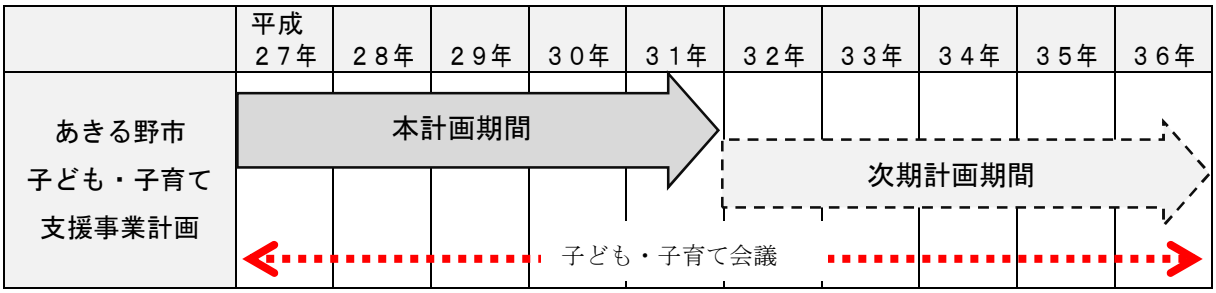

# 第２章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

**子どもたちがのびのび育ち**

**楽しく子育てができるまち　あきる野**

あきる野市に生まれ育つ子ども一人ひとりが、あきる野市の自然に触れ合いながら、のびのびと育ち、心身共に健やかに成長していくために、また、子育てを担う保護者が子育てに対する不安や孤立感を減らし、安心して楽しく子育てができるよう、地域社会全体で全ての子どもと子育て家庭を支えます。

次代の担い手である子どもたちが心身共に健やかに育ち活躍していくための環境を整備していきます。

◇参考

**子ども・子育て支援法**

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

**あきる野市総合計画**

【将来都市像】

人と緑の新創造都市

【保健福祉分野の基本方針】

笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

【子ども分野の方針】

子どもを安心して産み育てられる環境の整備

## 2　基本的な考え方

### 1　すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します

子どもの一人ひとりが、健やかに成長することができる社会を実現させるために、また、保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、就学前の全ての子どもに対して、質の高い教育・保育事業を提供できる体制を整えます。

### 2　親が親としての責務を自覚し、行動するように促します

子育ての第一義的な責任者は保護者（父母）であることから、子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じられるよう、子育てを通して親が親として成長することが重要です。そのため、子育て中の親が、孤立化等による過度な負担や不安を抱くことがないよう、地域や社会が子育て中の親に寄り添い、負担や不安を軽減させることで、子育て中の親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えます。

### 3　地域が子育て世帯に協力するまちづくりを進めます

少子化や核家族化の進行により、子どもが集団の中で育つ機会の減少や、親の子育てにかかる負担の増加など、子育てを取り巻く環境はこれからも変化することが予測されます。そうした中、子育てを親だけにさせるのではなく、“子は地域の宝”という観点で、地域全体で子育てに関わることが大切です。そのため、地域社会や企業などが子育てに対する理解を深め、各主体の協働により、子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

### 4　質の高い教育・保育を提供する人材を育てます

子どもが安心して、質の高い教育・保育を受けるには、それを提供する専門的な人材を育成・確保することが大切です。そのため、幼稚園教諭や保育士等の職員に対して研修等、専門性を向上させるための取組を推進します。

## ３　計画の基本目標

### 基本目標１　安心して教育・保育事業を利用できる提供体制をつくります

（保育所・幼稚園・認定こども園【第４章部分】）

多様化する子育て家庭のニーズに応じられるよう、新たな子ども・子育て支援制度に基づき、小学校就学前における教育・保育を十分に提供できる環境整備を進めます。さらに、全ての子どもが質の高い教育・保育事業を受けることができるよう、乳幼児の福祉・教育に携わる人材の育成を支援します。

### 基本目標２　多様な教育・保育ニーズに対応できる提供体制をつくります

（地域子ども・子育て支援事業【第４章部分】）

利用者の多様な保育ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、利用希望のサービスを選択することができるよう、利用者の支援について充実を図ります。

### 基本目標３　子育てと仕事を両立させ、楽しみながら子育てに取り組める環境をつくります

（ワーク・ライフ・バランス・ひとり親支援・親の力の育成　など【第５章部分】）

仕事と家庭の時間のバランスがとれ、子育てが過度に父母どちらかの負担になることがないよう、働きながら子育てができる環境整備に努めるとともに、男女が共に子育てや家事に楽しみながら取り組めるよう、親として成長するための機会を提供します。

### 基本目標４　子どもが地域の中で安全に安心して暮らせる環境をつくります

（地域の中の居場所づくり・小児医療確保・障がい児支援・虐待防止・防犯　など【第５章部分】）

子育てに地域社会全体が見守り、支援するよう、市民の活動をサポートするとともに、世代間交流など、子どもやその親が地域の人たちと交流を広められる機会を提供します。

また、あきる野市の全ての子どもが、必要な見守りや支援を受けながら安全に、健やかに成長することができるよう、関係部署・機関と連携を図りながら、市全体で子育て世帯を支えるまちづくりを進めます。

# 第３章　あきる野市の子育ての現状

## １　人口の推移

### （１）総人口に占める子どもの人口の推移

**総人口に占める０～11 歳の子どもの人口は減少しています。**

平成 21 年以降、総人口は横ばいの傾向にありますが、０～11 歳人口は減少傾向にあり、平成 24 年に９千人を下回り、平成 26 年４月１日現在では 8,743 人となっています。

また、総人口に占める０～11 歳人口の割合も減少しており、平成 26 年で 10.7%となっています。

■総人口に占める０～11 歳人口の推移と割合（各年４月１日）

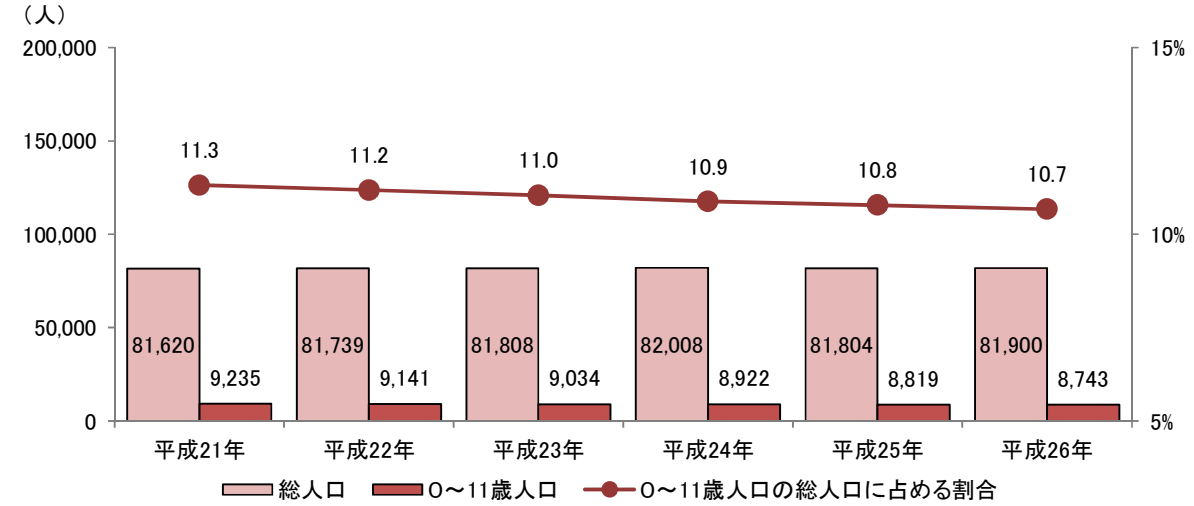


### （２）０～５歳の年齢階級別人口の推移

**０～５歳の子どもの人口は全ての年齢階級で減少しています。**

０～５歳人口の推移をみると、年により増減はあるものの、各年齢階級全てにおいて減少傾向となっています。

■０～５歳人口の推移（各年４月１日）

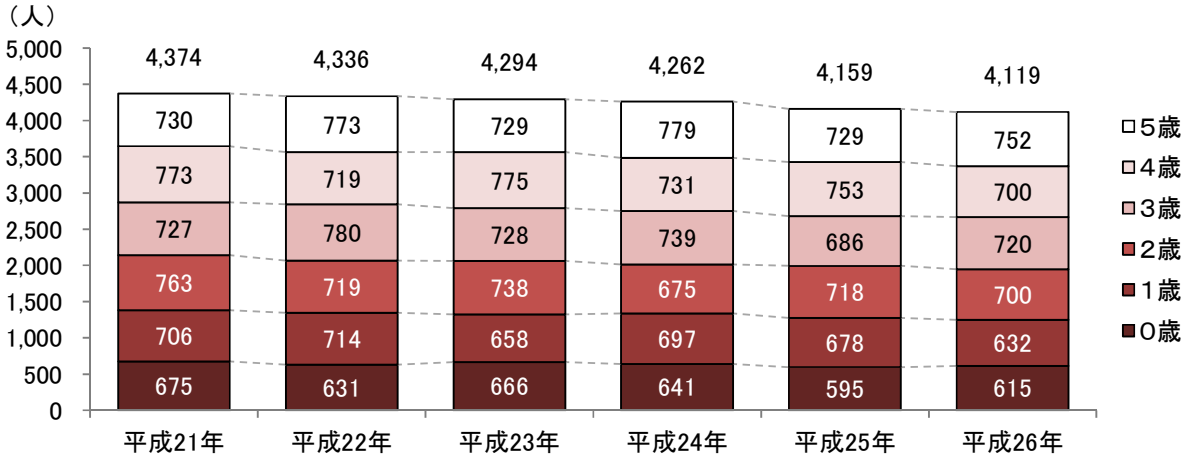


資料：あきる野市住民基本台帳

### （3）6～11 歳の年齢階級別人口の推移

**6～11 歳の子どもの人口は全ての年齢階級で減少しています。**

6～11 歳人口の推移をみると、年により増減はあるものの、各年齢階級全てにおいて減少傾向となっています。

■6～11 歳人口の推移（各年4月1日）

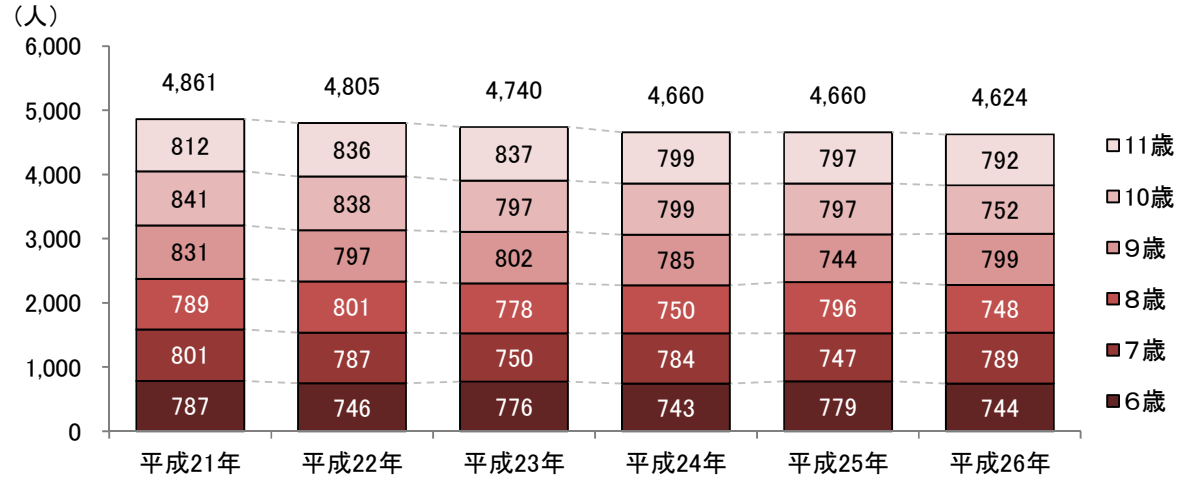


資料：あきる野市住民基本台帳

## 2　人口の推計

### （1）総人口に占める子どもの人口の推計

**総人口に占める 0～11 歳の子どもの人口は減少していくことが見込まれます。**

平成 27 年以降、総人口に占める0～11 歳人口割合は減少を続け、平成 30 年で 10%を下回ることが見込まれます。

■総人口に占める０～11 歳人口の推計と割合（各年 10 月1日の推計）

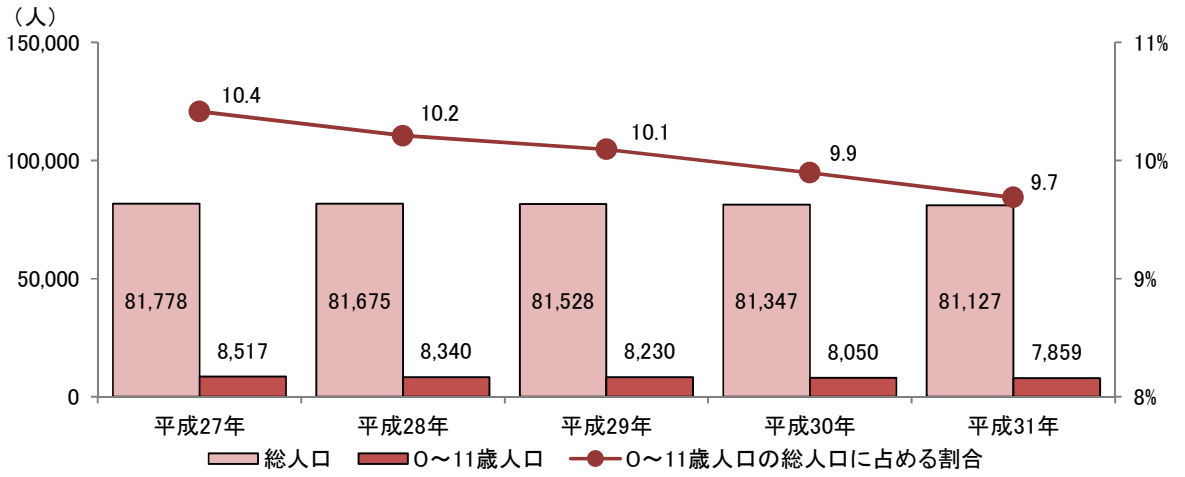


資料：あきる野市将来人口推計

## （2）0～5歳の年齢階級別人口の推計

**0～5歳の子どもの人口は全ての年齢階級で減少が見込まれます**

0～5歳人口の推計をみると、平成 27 年で４千人を切り、計画最終年度に当たる平成 31 年では平成 27 年から 374 人減少し 3,557 人になることが見込まれます。

■0～5歳人口の推計（各年 10 月1日の推計）

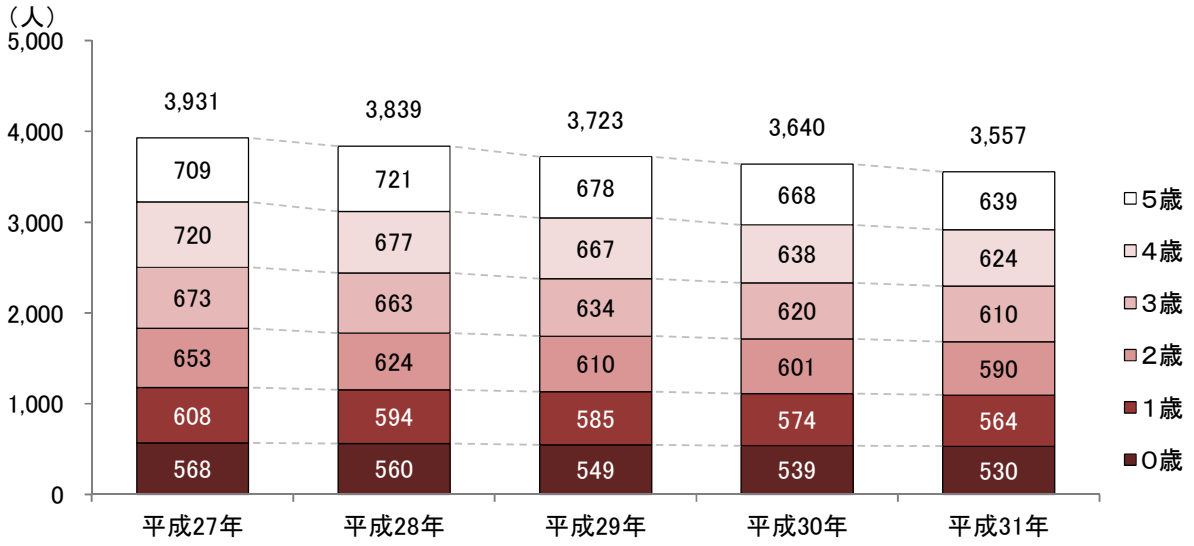


資料：あきる野市将来人口推計

## （3）6～11 歳の年齢階級別人口の推計

**6～11 歳の子どもの人口は全ての年齢階級で減少が見込まれます**

6～11 歳人口の推計をみると、平成 27 年以降、緩やかに減少していくことが見込まれ、計画最終年度に当たる平成 31 年には 4,302 人になることが見込まれます。

■6～11 歳人口の推計（各年10月1日の推計）

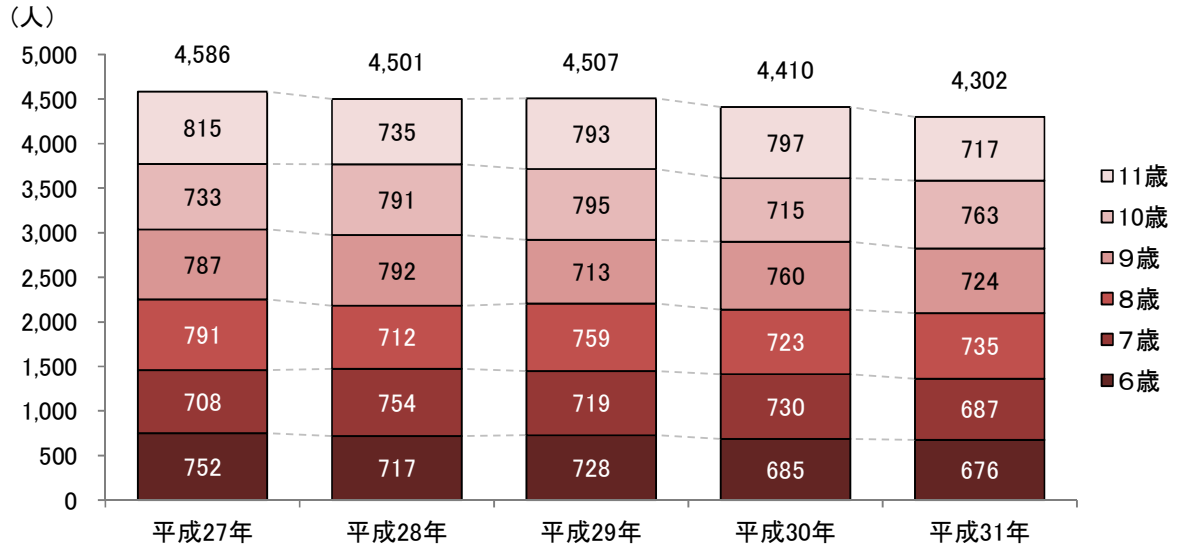


資料：あきる野市将来人口推計

## 3　世帯

### （1）子どものいる世帯の推移

**子どものいる世帯は減少しています。**

総世帯数は増加していますが、子どものいる世帯の推移をみると、６歳未満の子どものいる世帯、１８歳未満の子どものいる世帯共に減少しています。

■あきる野市の子どものいる世帯

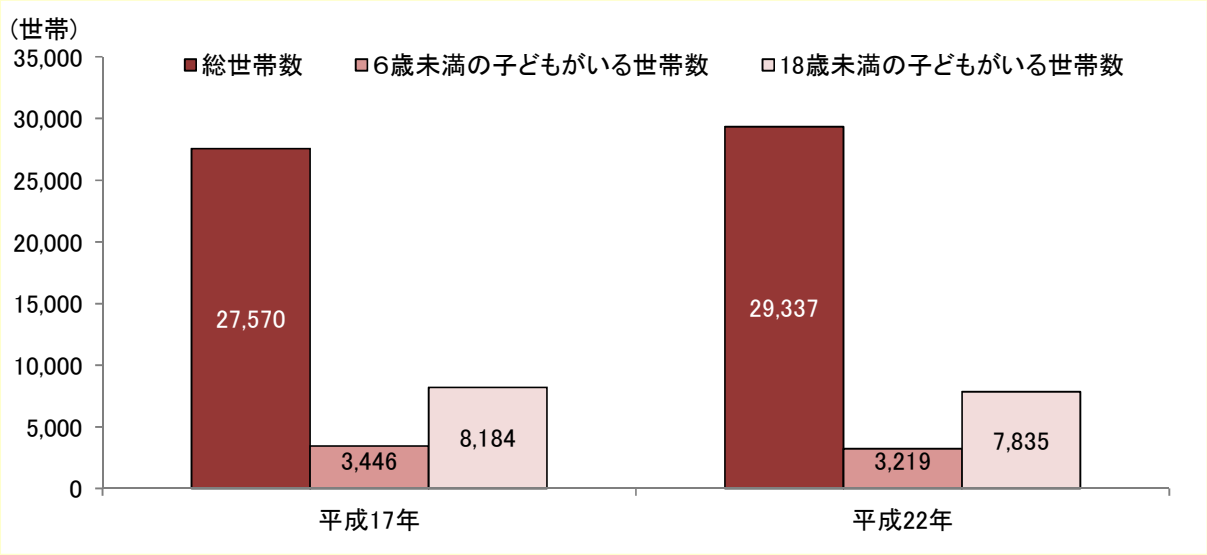


資料：国勢調査（平成 17 年、22 年）

## 4　結婚・出産等

### （1）結婚の推移

**男女共に 30 代以上の未婚率が上昇しています。**

あきる野市の男女の未婚率の推移についてみると、男女共に 30 代以上の未婚率が平成 17 年より平成 22 年の方が上昇しています。

■あきる野市の未婚率の推移

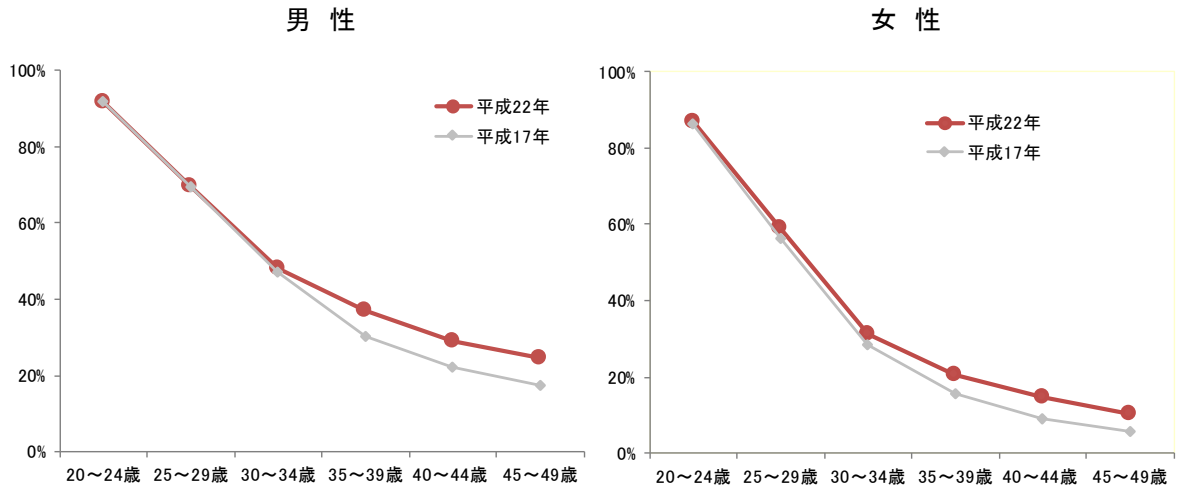


資料：国勢調査（平成 17 年、22 年）

### （2）出生数の推移

**出生数は減少傾向です。**

あきる野市の出生数は、年によって増減はあるものの、平成 23 年以降は減少しています。

■あきる野市の出生数の推移

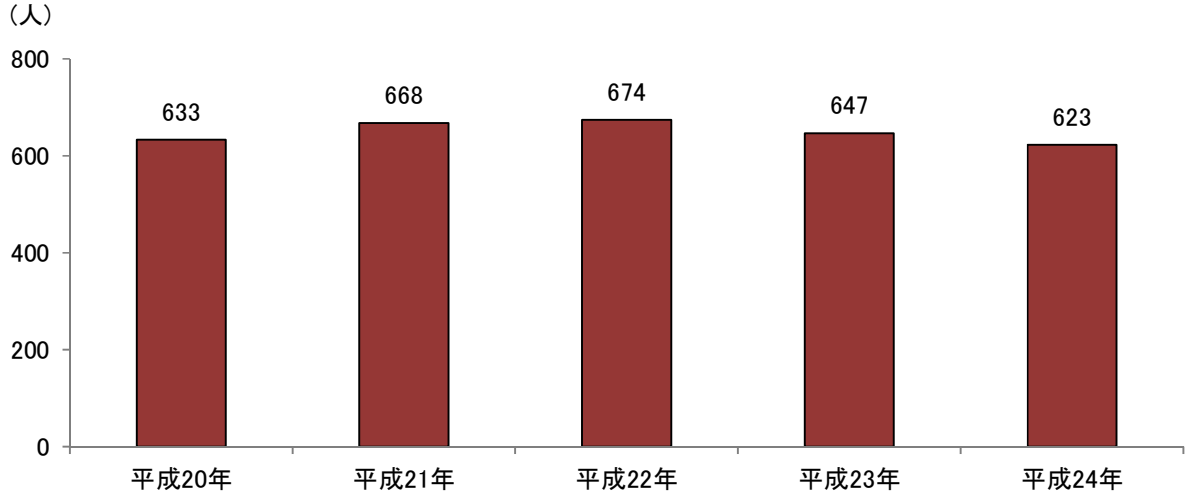


資料：人口動態統計

## 5　女性の就労状況

### （1）女性の労働力率の推移

**女性の就労傾向はM字曲線を描いていますが、曲線は緩やかになっています。**

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移をみると、20 代後半をピークに、以降結婚・出産期にあたる 20 代後半 30 代にかけて労働力率が低下するM字曲線を描いていますが、40 代前半の低下と 50 代から 70 代前半までの上昇が目立ち、30 代以降の曲線が緩やかになっています。

■あきる野市の女性の労働力率の推移

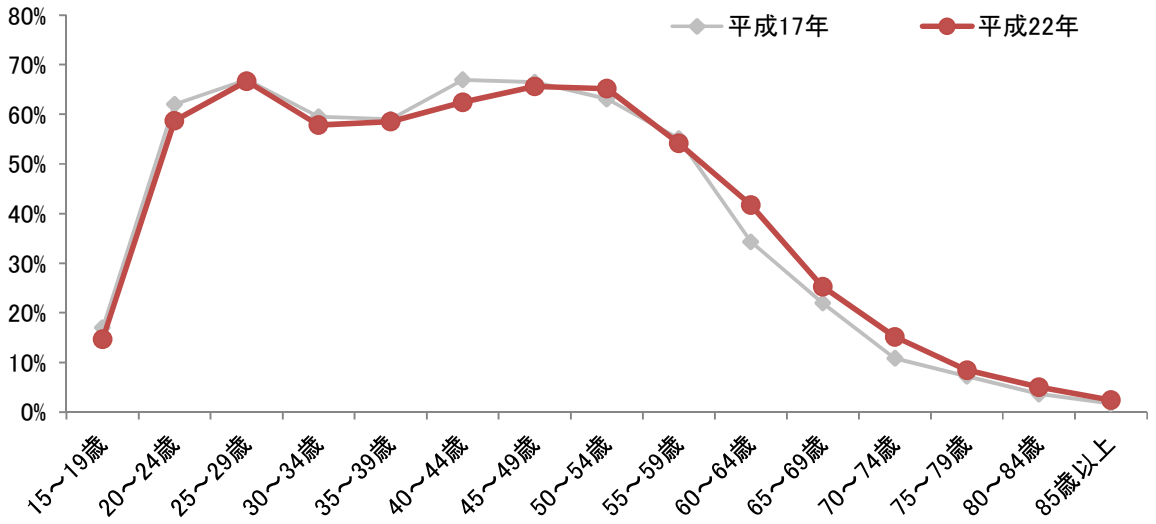


資料：国勢調査（２２年）

### （２）女性の労働力率の比較（国・都との比較）

**女性の労働力率の状況は国や都と同じ傾向となっています。**

女性の労働力率を国や都と比較すると、おおむね国や都と同じ傾向となっています。

■女性の労働力率の推移

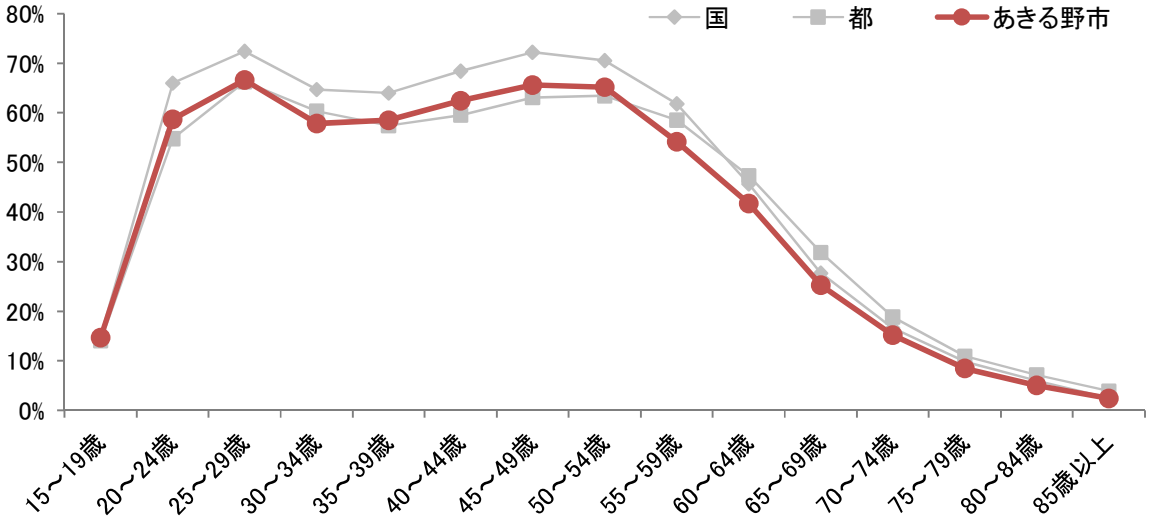


資料：国勢調査（平成 22 年）

## 6　あきる野市の幼稚園・保育所等の利用状況

### （１）０～５歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

**子どもの人口は減少していますが、保育所の利用は増加しています**

０～５歳の子どもの人口は減少傾向になっています。幼稚園の入園者数は年度による増減はあるものの減少傾向となっていますが、保育所の入所者数は増加傾向になっています。

■０～５歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移（各年４月１日時点、幼稚園は５月１日時点）

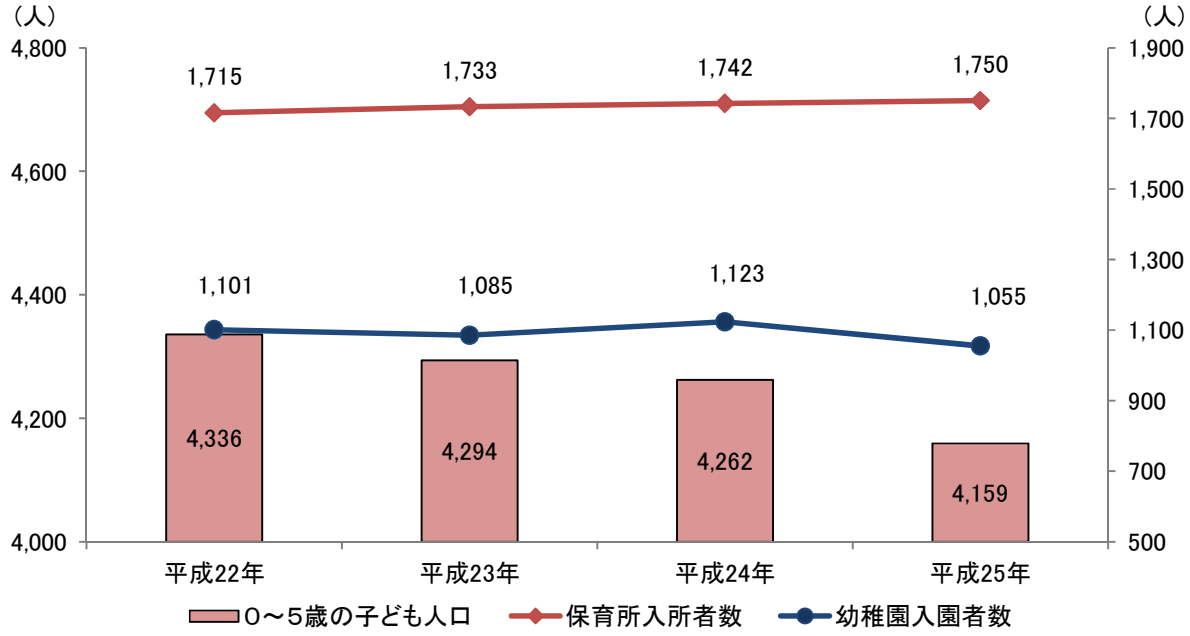

### （2）0～2歳、3～5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

**保育所の利用のなかでも、0～2歳の子どもの利用が増加しています。**

保育所への3～5歳の子どもの入所率については、平成 22 年以降横ばい傾向となっていますが、0～2歳の子どもの入所率は平成 22 年以降、1ポイントずつ増加しています。

■0～2歳、3～5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移（各年4月1日時点）

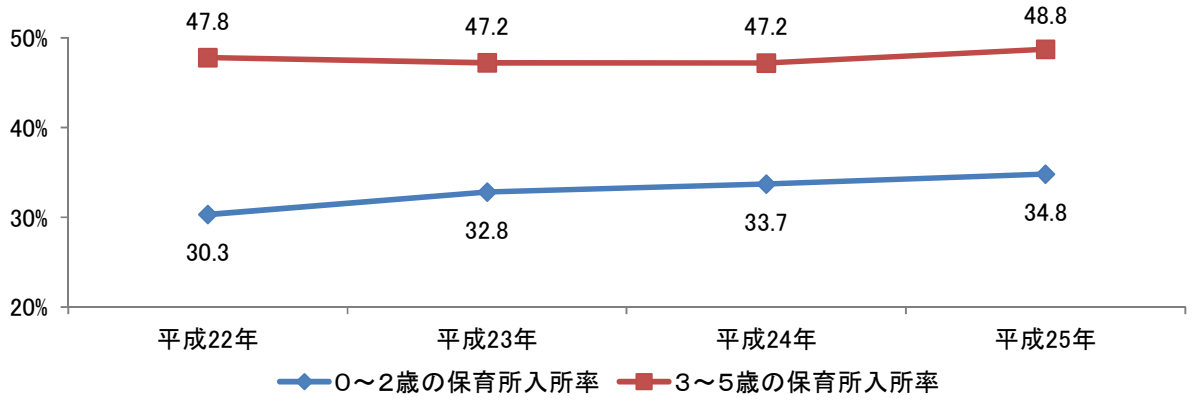


## 7　あきる野市の保育所待機児童数の推移

### （1）年齢別保育所の待機児童数の推移

**保育所待機児童のなかでも年齢によって待機児童の発生時期が異なります。**

保育所の待機児童数の推移についてみると、各年共に、4月より 10 月の方が待機児童数は増加しています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童数が多くなっていますが、0歳児の待機児童数は、4月1日時点から 10 月1日時点で大幅な増加となっています。

■年齢別保育所の待機児童数の推移（4月1日、10 月1日）

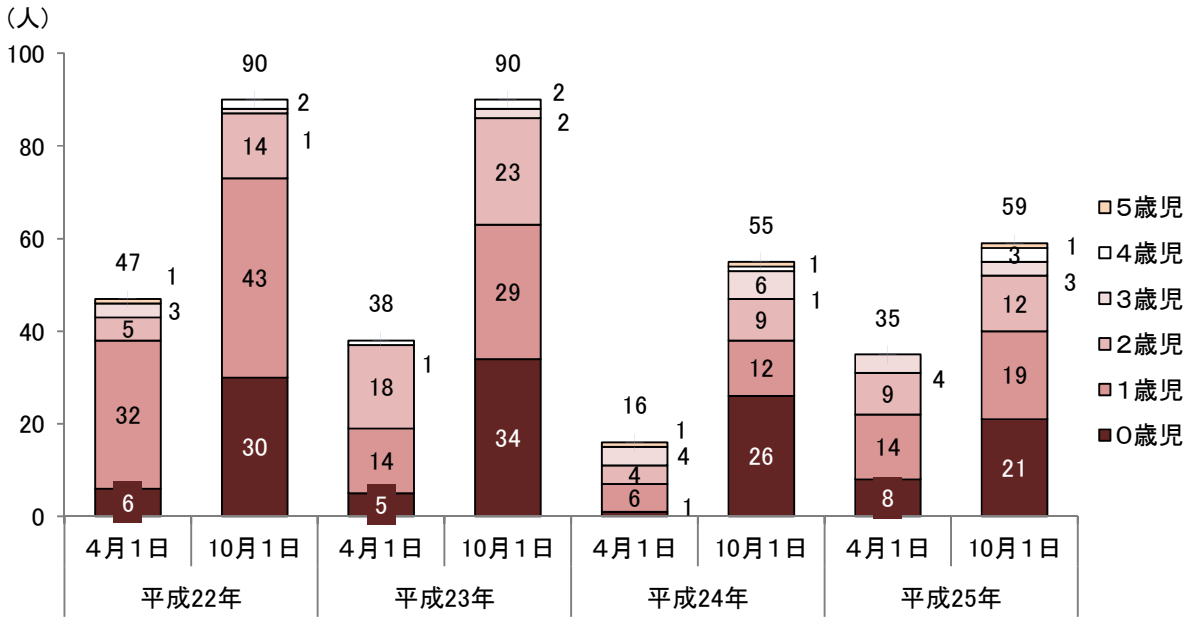

## 8　アンケート調査結果からみるあきる野市子育ての現状

### （1）調査の目的

「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて子ども・子育てに関する生活実態とご意見ご要望を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

### （2）実施概要

●調 査 地 域：市全域
●調査対象者：市内在住の０～５歳(平成 25 年４月１日現在年齢)の児童の保護者（就学前児童調査）及び市内在住の「小学生１～４年生の児童」保護者（小学生児童調査）
●抽 出 方 法：住民基本台帳から、就学前児童（０～５歳）2,000 人、小学生（１～４年生）1,000 人の合計 3,000 人を無作為抽出
●調 査 期 間：平成 25 年 10 月７日～10 月 25 日
●調 査 方 法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

| 調　査　票 | 調査対象者数（配布数） | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---|---|---|---|
| 就 学 前 児 童 | 2,000 | 913 | 45.6% |
| 小 学 生 児 童 | 1,000 | 435 | 43.5% |
| 合　　計 | 3,000 | 1,348 | 44.9% |

●グラフの見方
○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から一つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
○複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
○図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない又は回答の判別が困難なものです。
○図表中の「N（number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

## （3）結果概要

### ①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、「父母共に」が就学前児童で 50.5%、小学生児童で 54.9%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で 47.0%、小学生児童で 40.7%となっています。

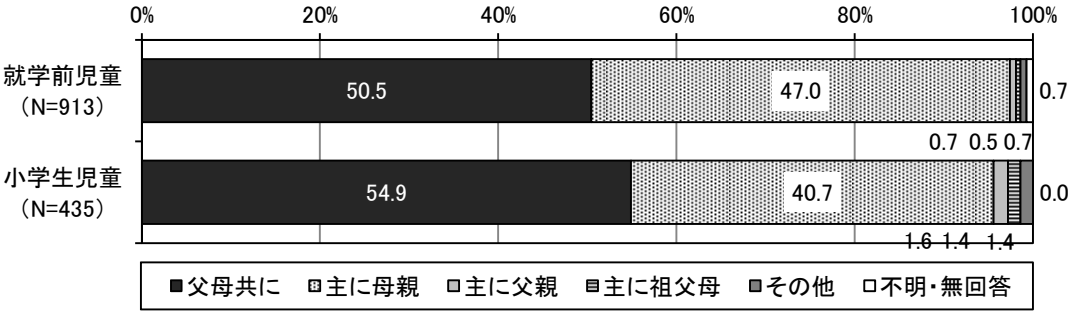


### ②保護者の就労状況〈単数回答〉

母親の就労状況についてみると、就学前児童では『就労している』が 49.3%、『就労していない（以前は就労していたが、現在は就労していない＋これまでに就労したことがない）』が 50.0%となっていますが、小学生児童では『就労している』が 70.3%となっており、就労をしている母親が多くなっています。加えて、「以前は就労していたが、現在は就労していない」については就学前児童では 43.7%であるのに対し、小学生児童では 22.4%と大きく減少しており、子どもの年齢によって、母親の就労状況が異なることがうかがえます。

父親では、就学前児童、小学生児童共に「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。

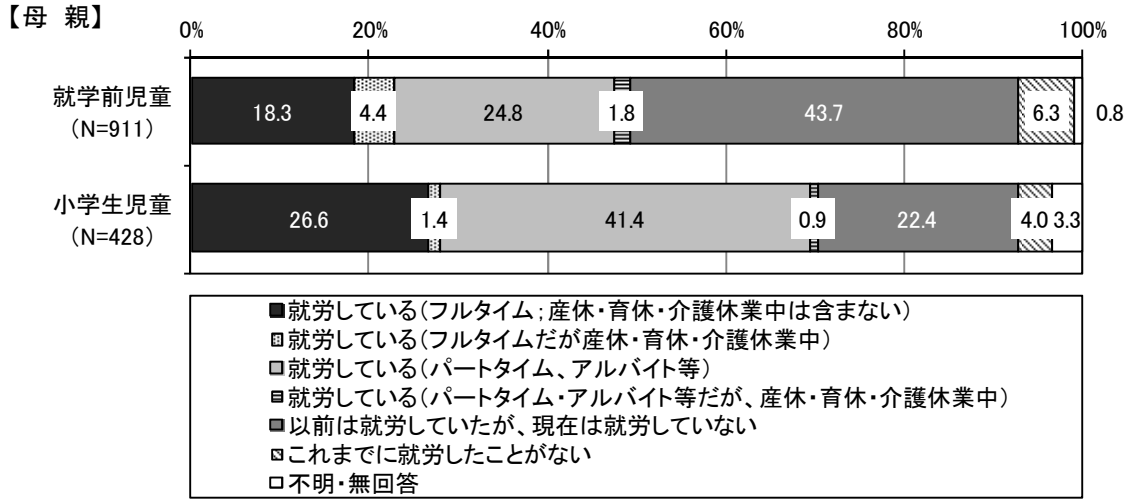


※父子家庭は除く。

【父 親】

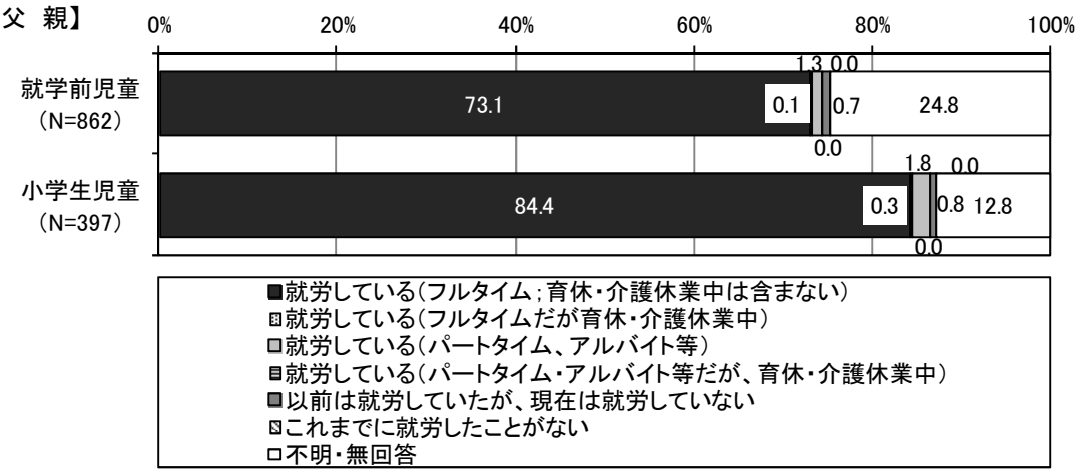


※母子家庭は除く。

＊「フルタイム」：１週５日程度・１日８時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

### ③パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望についてみると、母親では「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で 40.1%、小学生児童で 53.0%と最も高くなっています。

【母 親】

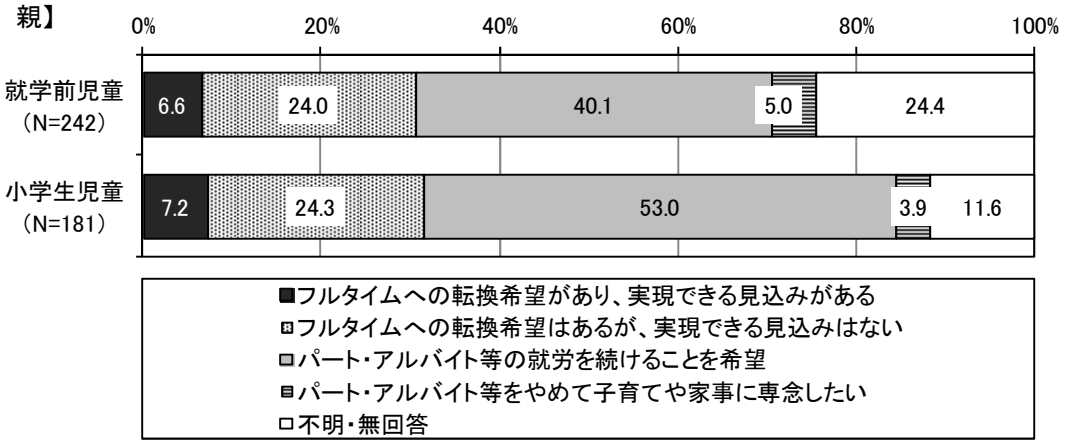


【父 親】

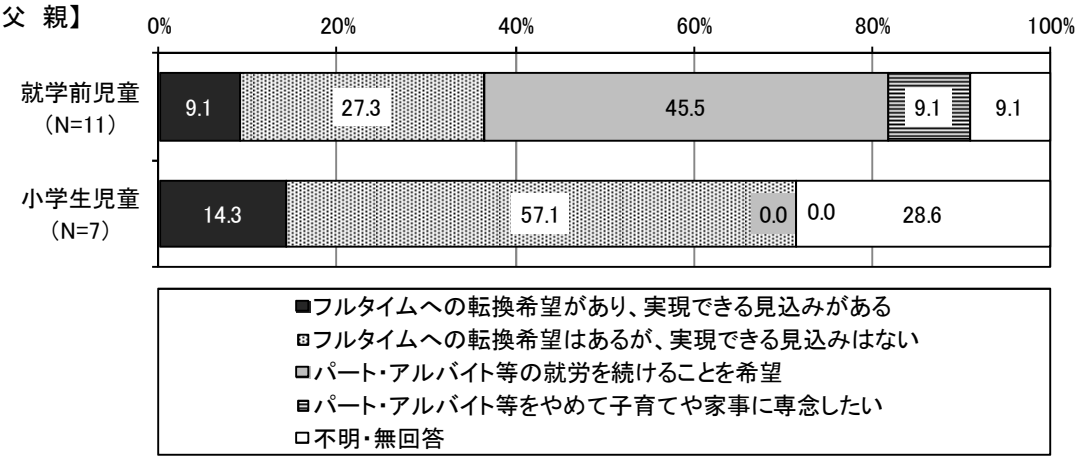

### ④現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では就学前児童で「１年より先、一番下の子どもが□歳になったころに就労したい」が 44.4%、小学生児童で「すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい」と「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が 30.1%と最も高くなっています。

「１年より先、一番下の子どもが□歳になったころに就労したい」の子どもの年齢については、就学前児童、小学生児童共に「５歳以上」が５割以上で最も高くなっていますが、就学前児童では「３歳」が 24.3%で４人に１人の割合となっています。

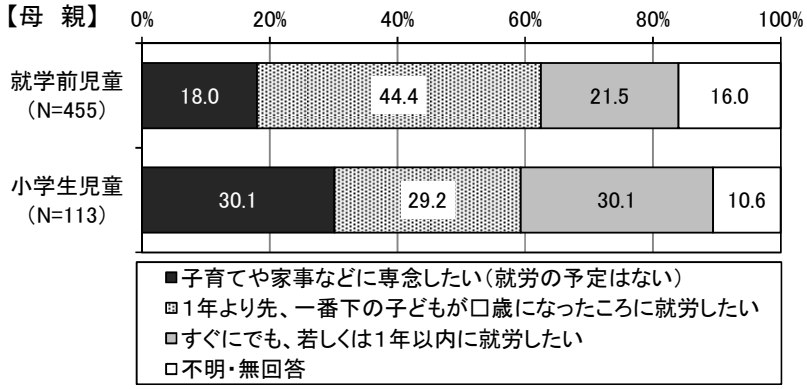


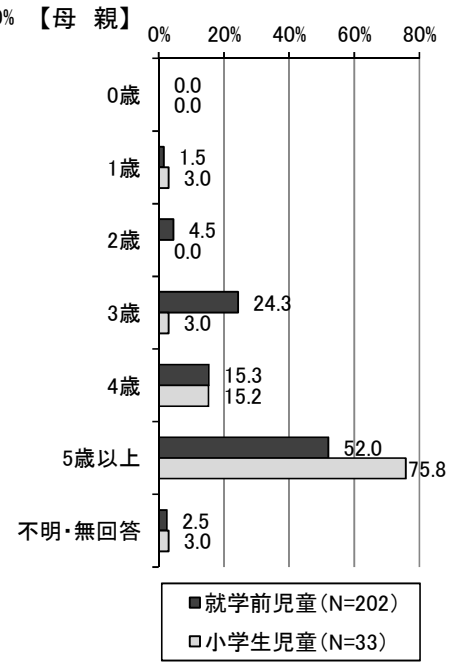


### ④－１　希望する就労形態〈単数回答〉

《「すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい」を選んだ方》

すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい方の希望する就労形態についてみると、母親では就学前児童、小学生児童共に「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」が66.3%、94.1%と最も高くなっています。

父親では「フルタイム」への回答が１件、小学生児童では「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」に１件の回答がありました。

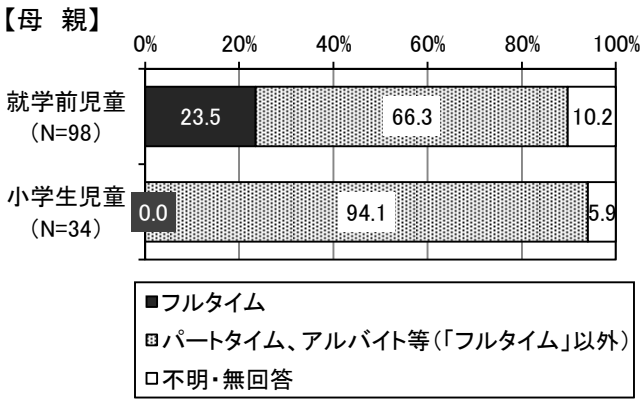

### ⑤仕事時間と家事（育児）の生活時間の優先度の「希望」と「現実」〈単数回答〉

仕事時間と家事（育児）の生活時間の優先度の「希望」と「現実」についてみると、全体的に家事（育児）を優先が最も高く、希望では就学前児童、小学生児童共に半数を超えていますが、現実では、就学前児童で 60.4%と希望と現実が同数になっていますが、小学生児童では 44.6%と希望より現実の割合が下がっています。

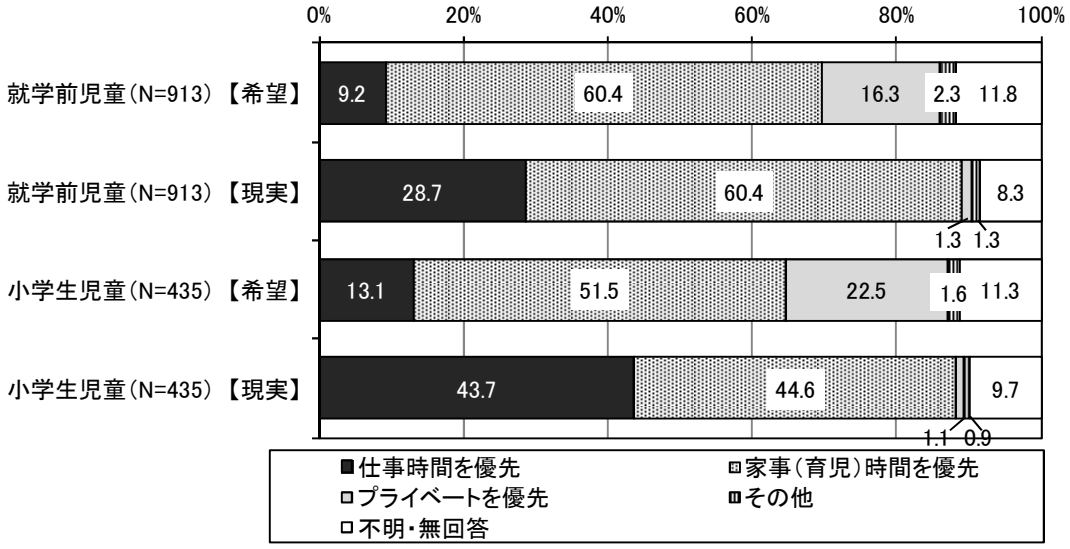


### ⑥子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が 55.2%、父親では「取得していない」が 84.3%と、それぞれ最も高くなっています。また、育児休暇を取得した割合は、母親は 27.2%、父親は 3.2%となっています。

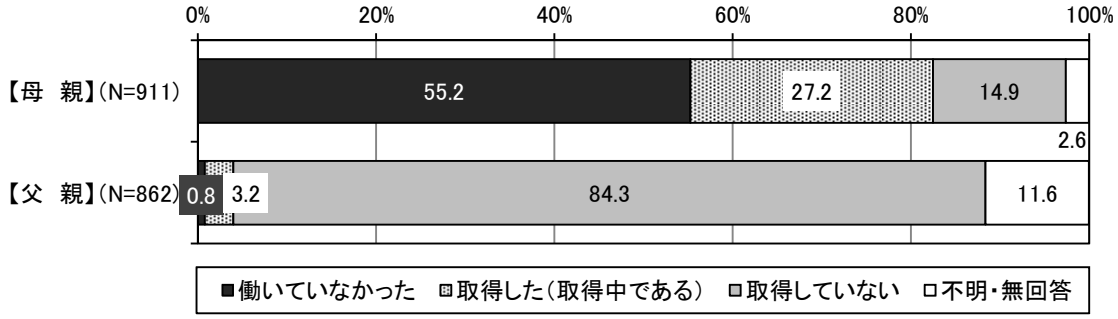

## ⑥－１ 育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

《「取得していない」を選んだ方》

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が 40.4%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が 24.3%となっています。

父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 39.1%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 37.0%となっています。

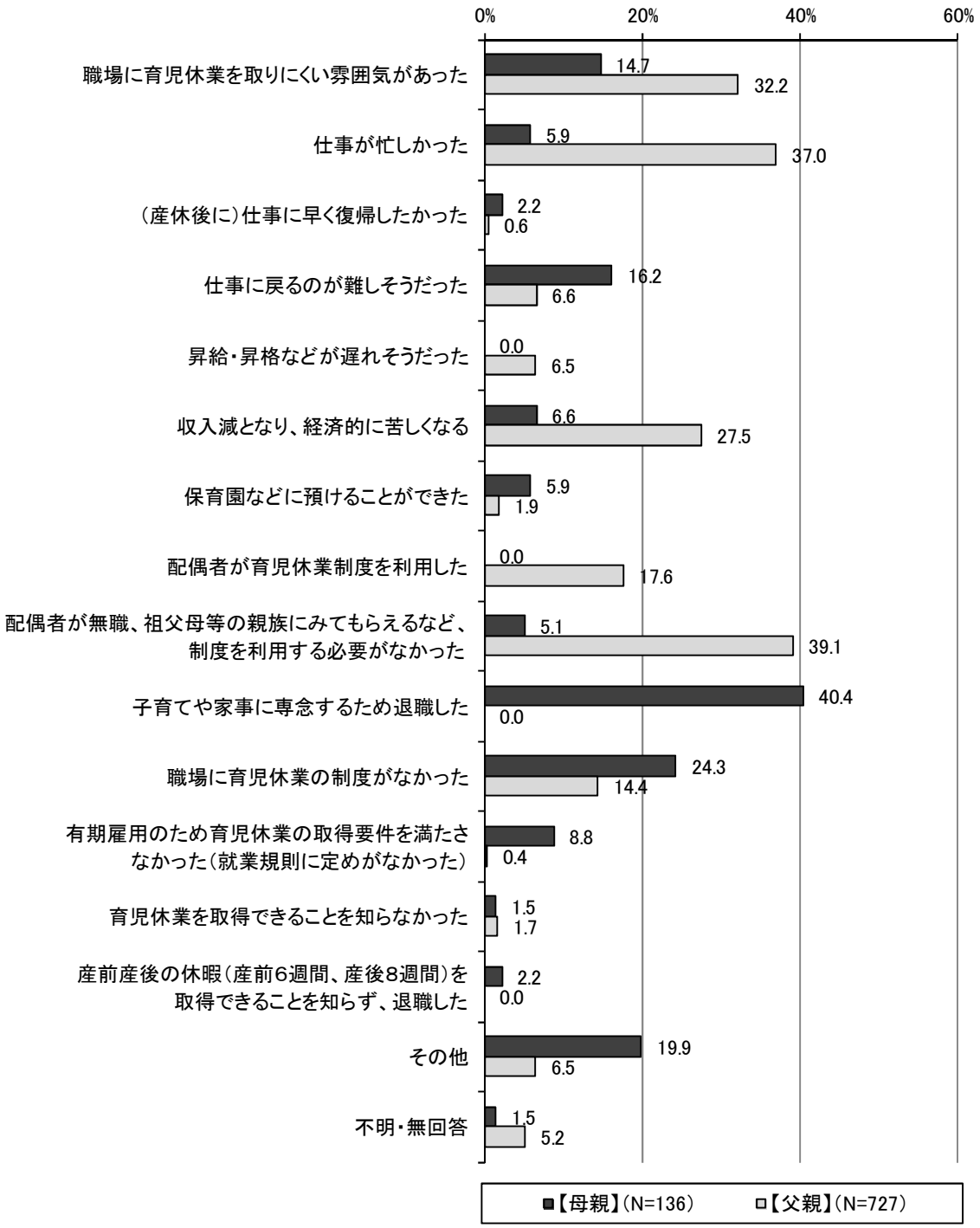

## ⑦現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」は０歳で18.5%となっていますが、年齢が上がるごとに回答は高くなり、１歳で 32.6%、２歳で61.6%、３歳以上では８割以上となっています。

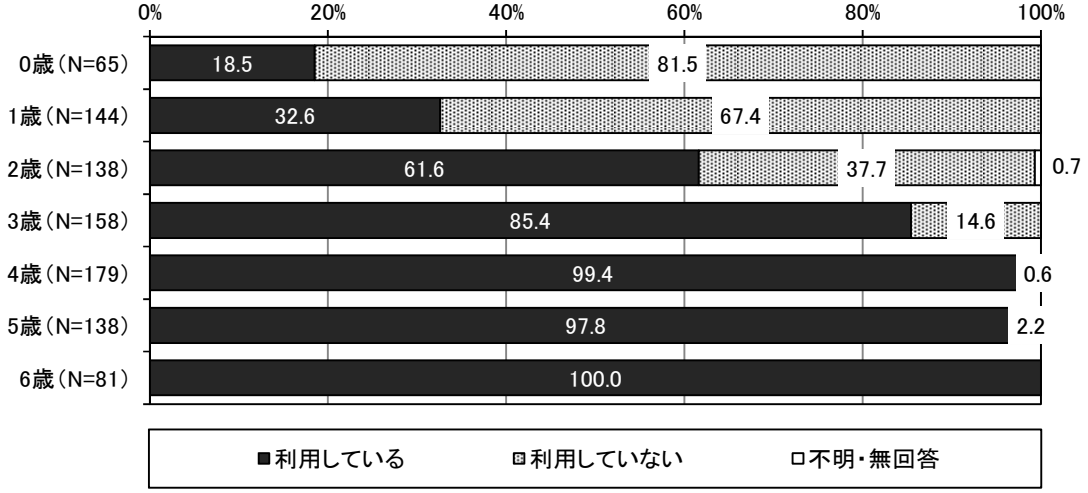


＊ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。
具体的には、幼稚園や保育所など、（１）－１に示す事業が含まれる。

## ⑦－１　平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

《「利用している」を選んだ方》

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が 47.1%、「幼稚園」が 39.6%と回答の大半を占めています。

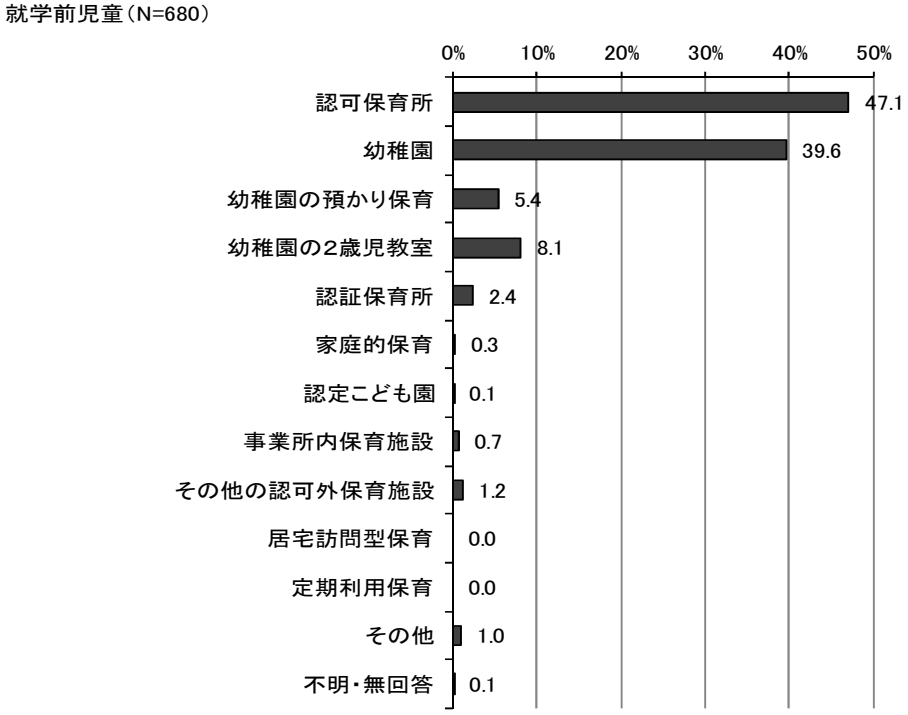

### ⑧現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が 45.9%、「幼稚園」が 43.5%とあわせて８割以上となっており、回答の大半を占めています。また、「幼稚園の預かり保育*」が 18.2%、「幼稚園の２歳児教室」が 14.1%と次いで回答が高くなっています。

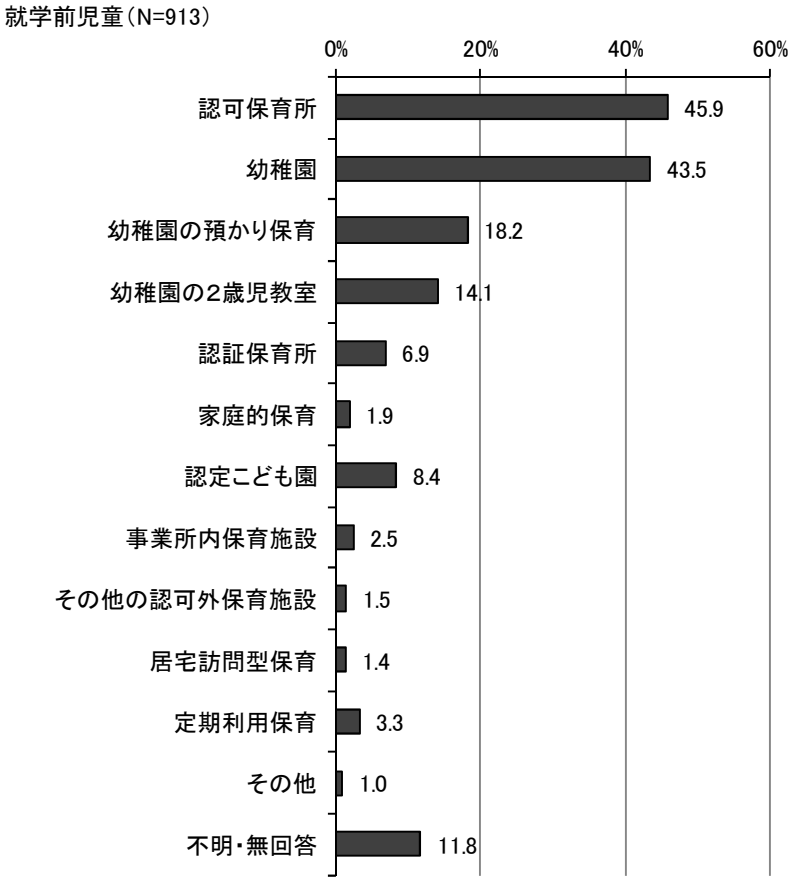


＊事業の利用には一定の利用者負担が発生する

（預かり保育）
保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動です。

## ⑨教育・保育事業を選ぶ際に重視する点〈複数回答〉

教育・保育事業を選ぶ際に重視する点についてみると、「園のスタッフ等の対応や園の印象がよい」、「自宅の近く」が７割以上となっていますが、「給食を提供している」、「施設・設備が清潔で整っている」の回答も高くなっています。

就学前児童（N=913）

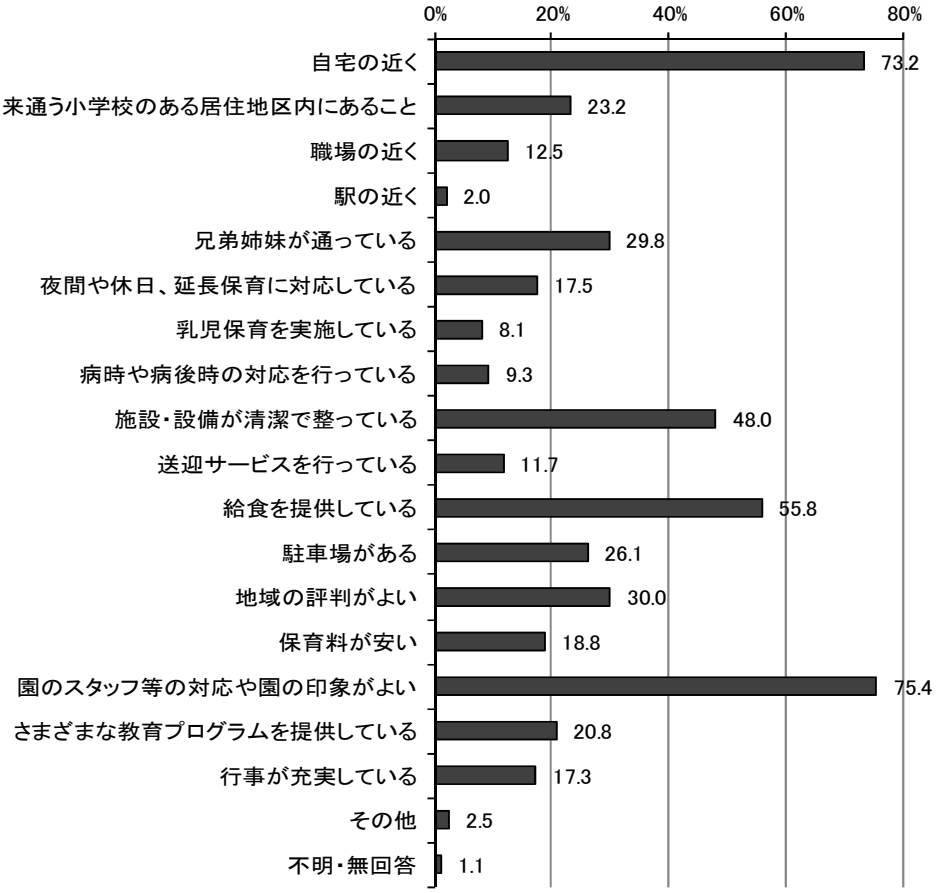


## ⑩認定こども園*の利用意向〈単数回答〉

認定こども園の利用意向については、「既存の保育所・幼稚園などの施設と条件を比べて決めたい」が 48.0%と最も高くなっています。

就学前児童（N=913）

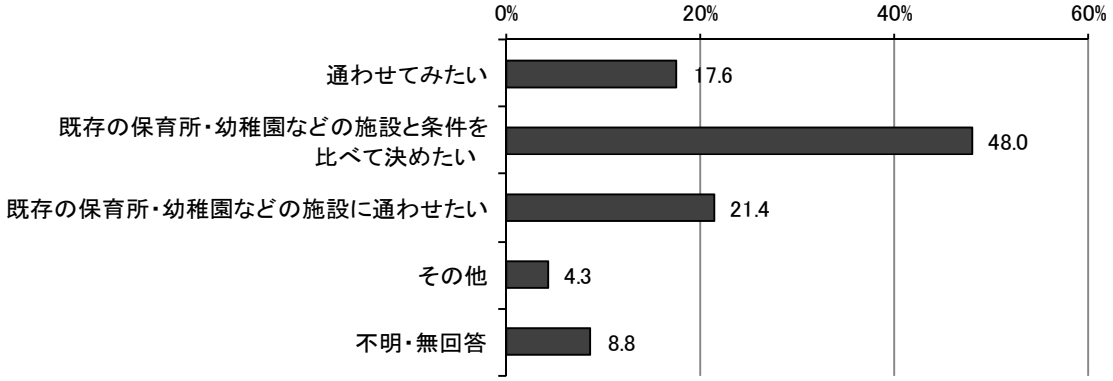


（認定こども園）
保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

### ⑪子育てに関して、地域の人に望むこと〈複数回答〉

子育てに関して、地域の人に望むことについてみると、就学前児童、小学生児童共に「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」がそれぞれ 75.1%、79.1%と７割を超えて最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」がそれぞれ 68.0%、50.8%と５割以上となっています。

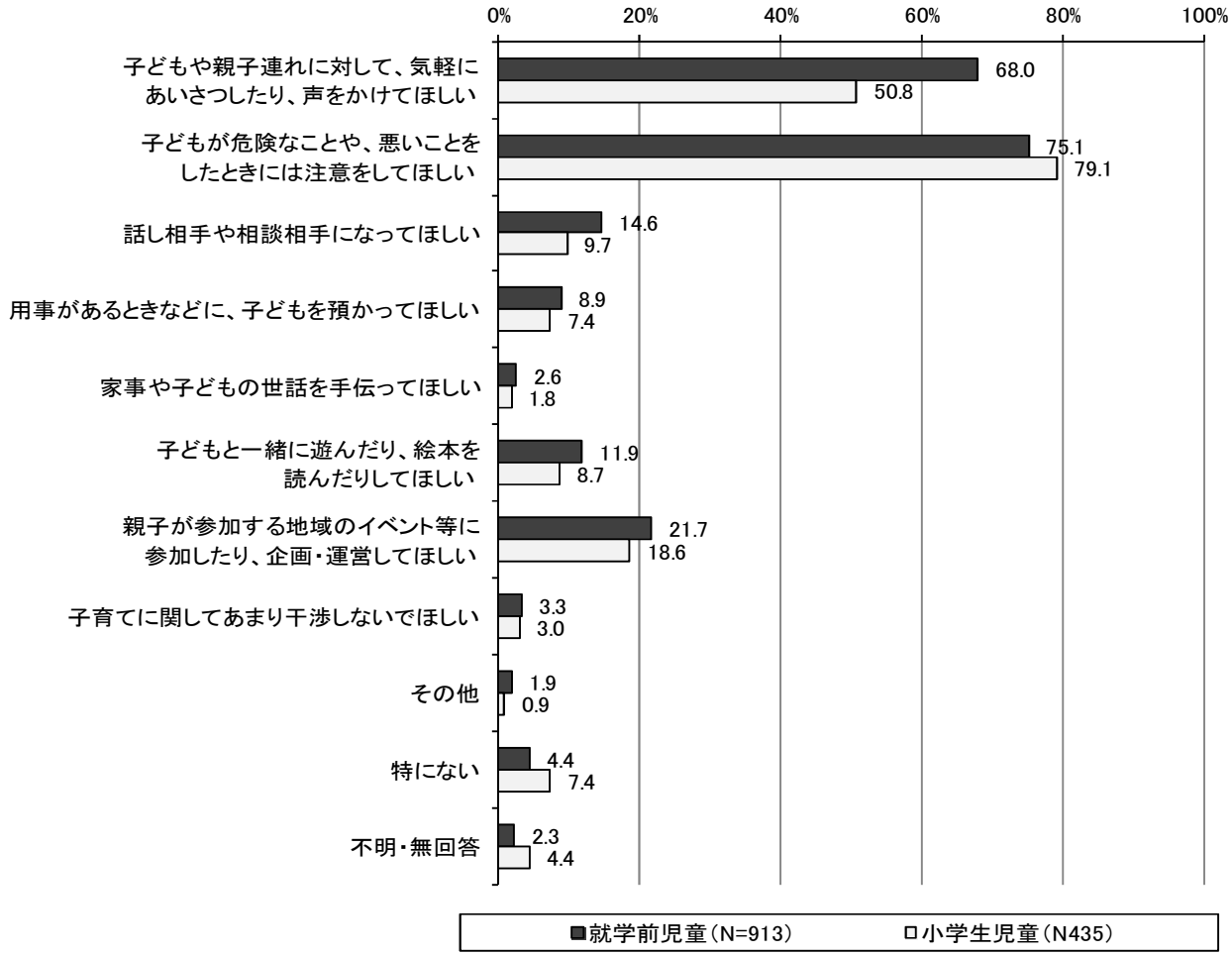


### ⑫学童クラブ*の入会状況〈単数回答〉〈小学生児童調査〉

学童クラブの入会状況は、１年生と２年生では「入会している」の割合は 30%台後半となっていますが、３年生と４年生では 10%未満となっています。

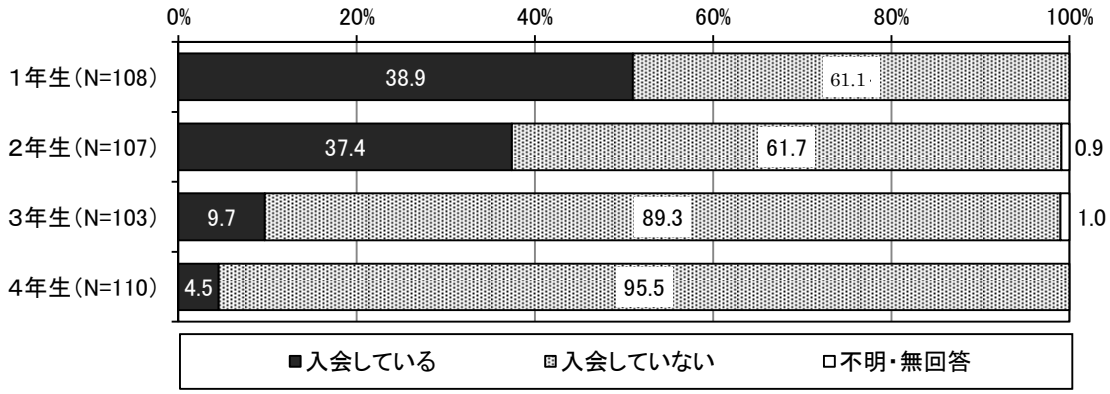


（学童クラブ）
学童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

**⑬小学校１～４年生、５～６年生のうちは、それぞれ放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉〈就学前児童調査〉**

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、小学校１～４年生、５～６年生共に「自宅」「習い事」が高くなっていますが、いずれも、小学校５～６年生での回答が小学校１～４年生での回答を上回っています。また、小学校１～４年生での過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が 47.7%と特に高くなっていますが、小学校 5～6 年生では 14.6%と大幅に少なくなっています。

就学前児童（N=151）

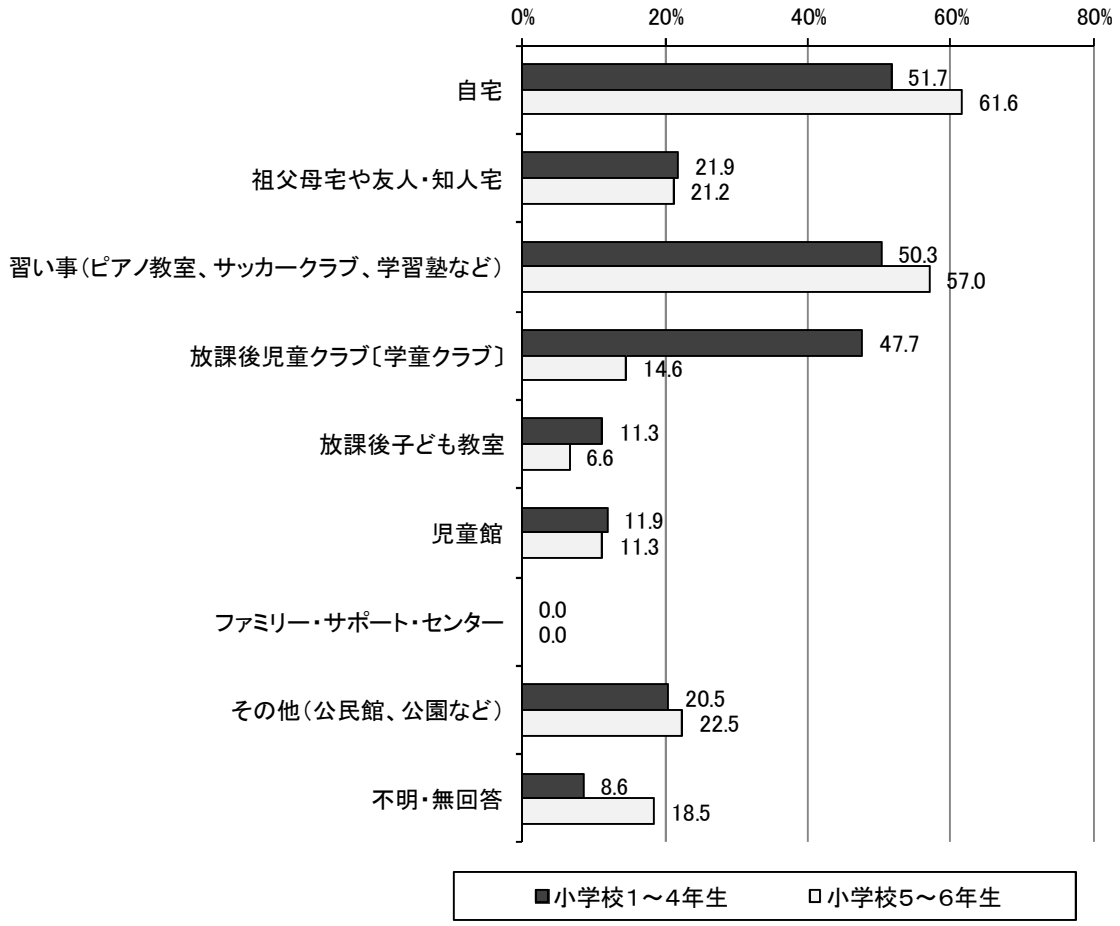

**⑭小学校１～４年、５～６年生での、希望する放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉〈小学生児童調査〉**

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、小学校１～４年、5～6 年生共に「習い事」が 61.4%、70.8%と最も高く、次いで「自宅」が 60.5%、66.4%となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の利用については、小学校１～４年が 25.3%とで小学校５～６年生の 16.6%を 8.7 ポイント上回っています。

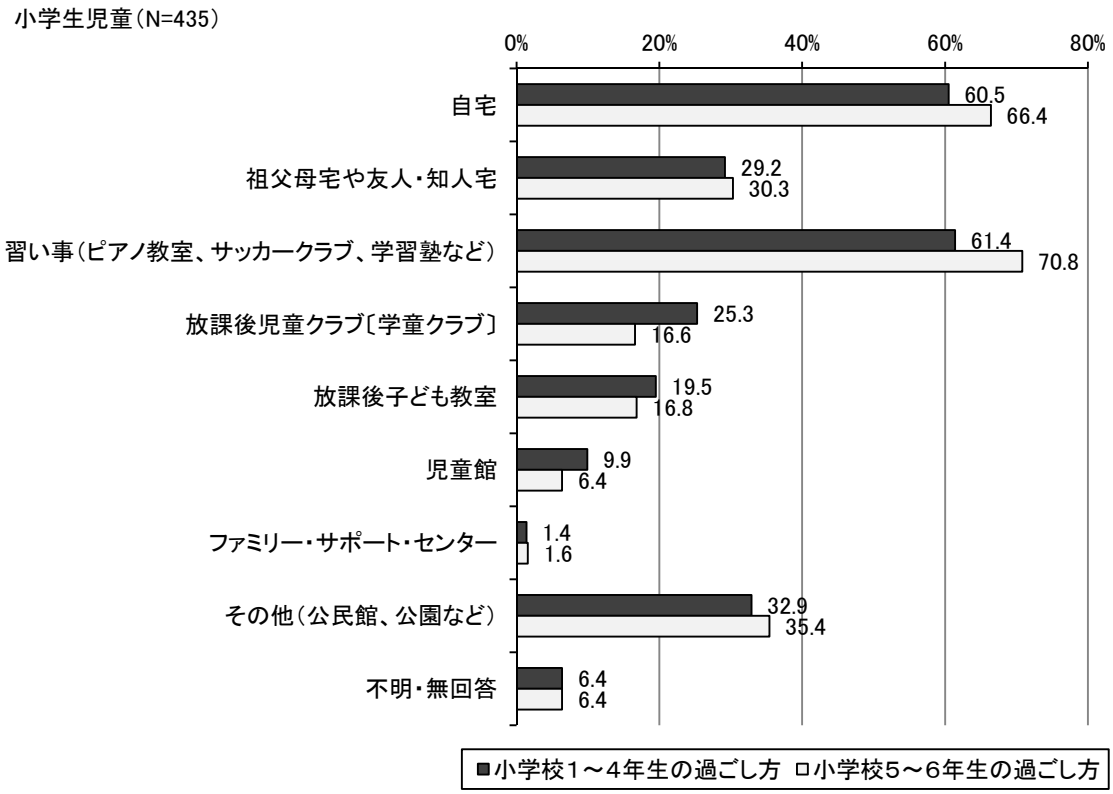

# 第４章　子どもの教育・保育を確保するために

## １　教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域の設定*については、市全域（1 区域）を教育・保育の提供区域と捉えることにより、利用の調整や利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、特徴のある教育・保育の特性を利用者が選べることなど）に柔軟な対応ができるため、１区域であることのメリットを活かした施策展開を図ります。

■あきる野市の子育て資源

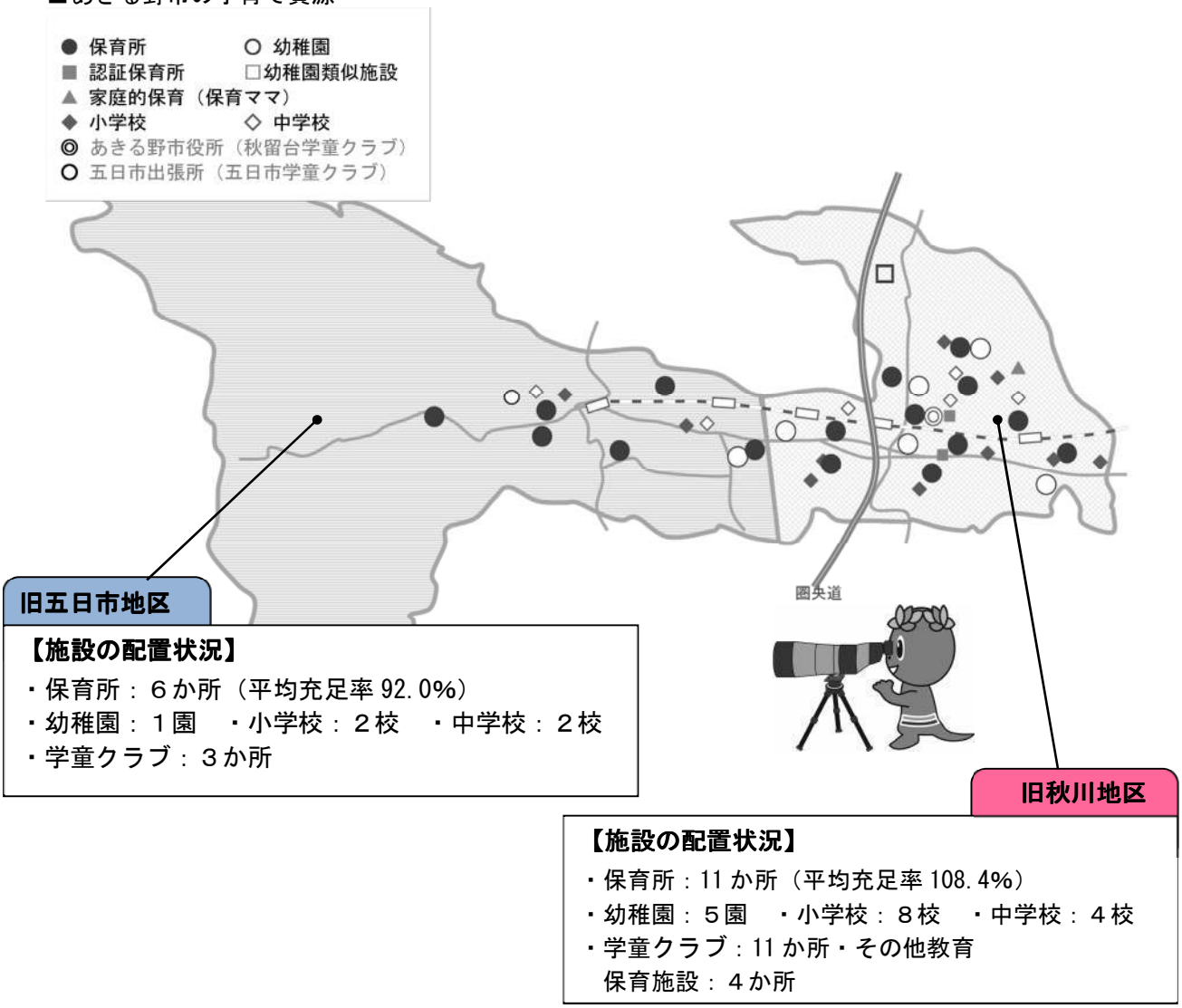


（教育・保育の提供区域の設定）
子ども・子育て支援法第 61 条第２項第 1 号において、市町村は教育・保育提供区域を定めることとしており、区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」とされています。

## 2　幼児期の学校教育・保育

### （1）前提となる事項

市では、市内に居住する0歳から5歳までの子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下の3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

| 認定区分 | | 提供施設 |
|---|---|---|
| 1号 | 3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号 | 3～5歳、保育の必要性あり | 保育所、認定こども園 |
| 3号 | 0～2歳、保育の必要性あり | 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

**子ども・子育て支援給付**

**施設型給付**

○認定こども園
○幼稚園
○保育所

**地域型保育給付**

○小規模保育
（定員は6人以上 19 人以下）
○家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行います。
定員は 5 人以下）
○居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行います。）
○事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行います。）

**児童手当**

＋

**地域子ども・子育て支援事業**

○利用者支援【新設】
（新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、身近な場所で支援を行います。）
○延長保育事業（時間外保育事業）
○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
（対象児童を拡大します。おおむね 10 歳未満の小学生までを、小学校6年生まで拡大します。）
○子育て短期支援事業
○乳児家庭全戸訪問事業
○養育支援訪問事業
○地域子育て支援拠点事業
○一時預かり事業
○病児・病後児保育事業
○ファミリー・サポート・センター事業
○妊婦健康診査
○実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

## （2）市の現状

幼稚園の利用者は年度により増減はあるものの、おおむね 1,100 人前後での推移となっています。保育所の利用者数は、1,700 人台でほぼ横ばいの推移となっていますが、0 歳から２歳児の利用が多くなる傾向がみられます。

■幼稚園の利用状況（新制度の1号認定に該当）

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 満3歳児 | 1 人 | 2 人 | 1 人 | 6 人 |
| 3歳児 | 374 人 | 340 人 | 354 人 | 297 人 |
| 4歳児 | 350 人 | 399 人 | 368 人 | 379 人 |
| 5歳児 | 376 人 | 344 人 | 400 人 | 373 人 |
| 合　計 | 1,101 人 | 1,085 人 | 1,123 人 | 1,055 人 |

（各年５月１日時点）

■保育所の利用状況（新制度の2号・3号認定に該当）

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 0歳児 | 104 人 | 115 人 | 123 人 | 112 人 |
| 1、2歳児 | 525 人 | 564 人 | 558 人 | 581 人 |
| 3歳以上 | 1,086 人 | 1,054 人 | 1,061 人 | 1,057 人 |
| 合　計 | 1,715 人 | 1,733 人 | 1,742 人 | 1,750 人 |

（各年４月１日時点）

## （3）需要量の見込み

市民意識調査に結果に基づく計画期間（平成 27 年度から平成 31 年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

■教育・保育のニーズ量見込み

| | | 平成 25 年度（実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1号認定 | 3～5歳児 | 1,005 人 | 908 人 | 891 人 | 855 人 | 832 人 | 809 人 |
| 2号認定 | 3～5歳児 | 1,057 人 | 1,074 人 | 1,053 人 | 1,011 人 | 984 人 | 957 人 |
| 3号認定 | 0歳児 | 112 人 | 193 人 | 190 人 | 187 人 | 183 人 | 180 人 |
| | 1・2歳児 | 581 人 | 636 人 | 615 人 | 603 人 | 593 人 | 582 人 |
| | 計 | 693 人 | 829 人 | 805 人 | 790 人 | 776 人 | 762 人 |

※「３～５歳児」で、ニーズ調査の結果から親の就労状況により本来は２号認定の資格を有する人が、幼稚園利用意向が強いと判断できる場合（あきる野市の場合は約 200 人）は、１号認定として計上しています。

## （4）提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育･保育施設及び地域型保育事業*による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成 25 年度の保育･教育の状況　0～5歳人口:4,159 人（平成 25 年4月1日時点）

| 幼稚園等利用者数<br>3～5歳（%）<br>※5/1時点 | 保育所等利用者数 | | | 在宅保育者数<br>0～5歳児<br>（%） |
|---|---|---|---|---|
| | 0～5歳<br>（%） | 0～2歳 | 3～5歳 | |
| 1,005 人<br>（24.16%） | 1,750 人<br>（42.08%） | 693 人 | 1,057 人 | 1,404 人<br>（33.76%） |

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み<br>（必要利用定員総数） | | 908 人 | 891 人 | 855 人 | 832 人 | 809 人 |
| ②確保の内容 | 幼稚園<br>認定こども園 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| ②－① | | -908 人 | -891 人 | -855 人 | -832 人 | -809 人 |
| ③私学助成型幼稚園<br>（確認を受けない幼稚園） | | 1,270 人 | 1,270 人 | 1,270 人 | 1,270 人 | 1,270 人 |
| ②＋③－① | | 362 人<br>（243 人） | 379 人<br>（260 人） | 415 人<br>（296 人） | 438 人<br>（319 人） | 461 人<br>（342 人） |

※あきる野市の必要利用定員総数のうち、約 200 人については親の共働き等の理由により本来は２号認定の資格を有する人ですが、幼稚園の利用希望が認められるため、幼稚園利用の見込みに含みます。

※幼稚園では、平成 26 年５月１日の時点で市外から 119 人の利用があり、（　　）内はその人数を差し引いた数です。

（地域型保育事業）
施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる家庭的保育（保育ママ　定員５人以下）や小規模保育（定員 6～19 人）などの事業です。新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い０～2 歳児を対象とする事業を増やします。

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】（2号認定、3号認定）

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 |
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | | 1,074 人 | 829 人 | 1,053 人 | 805 人 | 1,011 人 | 790 人 | 984 人 | 776 人 | 957 人 | 762 人 |
| ②確保の内容 | 保育所<br>認定こども園 | 1,071 人 | 712 人 | 1,071 人 | 712 人 | 1,071 人 | 712 人 | 1,071 人 | 712 人 | 1,071 人 | 712 人 |
| | 地域型保育事業 | | 46 人 | | 46 人 | | 46 人 | | 46 人 | | 46 人 |
| ②－① | | -3 人 | -71 人 | 18 人 | -47 人 | 60 人 | -32 人 | 87 人 | -18 人 | 114 人 | -4 人 |
| ③地域単独事業（認証保育所） | | 28 人 | 41 人 | 28 人 | 41 人 | 28 人 | 41 人 | 28 人 | 41 人 | 28 人 | 41 人 |
| ②＋③－① | | 25 人 | -30 人 | 46 人 | -6 人 | 88 人 | 9 人 | 115 人 | 23 人 | 142 人 | 37 人 |

## （5）提供体制の確保策（確保の考え方）

確保方策について、まず、既存の施設型教育・保育施設を主な提供体制とし、幼児期の教育及び保育の量を確保します。不足する３号認定の量について、平成 27 年度に小規模保育事業を新設することで、46 人を確保します。

また、市内においては地域によって保育施設の空き状況に差が生じるなど、子育て世帯の居住地と保育所の所在地にミスマッチが生じていることから、その対応策について検討します。

（認証保育所）
児童福祉法第 35 条第４項による認可を受けていない保育所のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設です。

## 3　地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施していきます。

５年間の計画期間（平成 27 年度から平成 31 年度まで）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

### （１）利用者支援に関する事業【新規事業】

【事業概要】

利用者支援は、教育･保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（子育てひろば等）で支援をする事業です。

【市の現状】

子ども家庭支援センターや健康課、児童課、子育て支援課の各窓口で相談等を行っています。また、「あきる野市子育て支援ガイドブック」や「るのキッズ通信」、「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①確保の内容（実施箇所数） | 検討 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 2か所 |
| ②設置場所 | 検討 | 子育てひろば等 | 子育てひろば等 | 子育てひろば等 | 子育てひろば等 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育や保育の事業を実施することとなっています。制度やサービスの変更が生じ、制度の移行が円滑に行われるよう、身近な場所で利用希望者の相談に対し適切な情報提供を一元的に実施する事業と専門の職員等が個別に支援が必要な方に支援をする事業等について、平成 27 年度に設置場所及びサービス内容等を検討し、平成 28 年度からの実施に向け準備します。

## （2）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

時間外保育は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、通常の保育時間（標準保育の 11 時間又は短時間保育の８時間）を超えて保育する事業です。

【市の現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の 11 時間又は短時間保育の８時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■延長保育の実施箇所数

| 実施時間 | 公立保育所 | 私立保育所 |
|---|---|---|
| 午後7時00分までの延長保育 | 2か所 | 9か所 |
| 午後7時15分までの延長保育 | ー | 2か所 |
| 計 | 2か所 | 11か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 745 人 | 725 人 | 705 人 | 690 人 | 675 人 |
| ②確保の内容 | 745 人<br>13 か所 | 725 人<br>13 か所 | 705 人<br>13 か所 | 690 人<br>13 か所 | 675 人<br>13 か所 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

量の見込みを確保しており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

## （３）放課後の活動支援（放課後子ども総合プラン）

【事業概要】

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブ事業と放課後子ども教室が連携し、総合的な取組を進めていきます。

学童クラブ事業

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない小学校に就学している児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室

放課後子ども教室は、小学校に就学している全ての児童を対象として、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習や体験・交流活動をする事業です。

【市の現状】

核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化等により、児童が安全・安心に放課後を過ごせる場所の必要性は高まってきています。学童クラブ事業及び放課後子ども教室は次のように実施しています。

学童クラブ事業について、利用者は年々増加傾向にあるため、公共施設や学校の余裕教室の有効活用を図り量の確保に努めています。また、平成２７年４月から、全学童クラブで対象を小学校６年生までに拡大し、育成時間については、平日が午後７時まで、土曜日、夏休みなどが午前８時から午後７時まで延長しました。

放課後子ども教室については、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とし、地域の方々の協力を得て、現在、小学校４校に設置し実施しています。

■実績

| | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 学童クラブ | 入会者(4月1日時点) | 667 人 | 689 人 | 701 人 | 739 人 | 791 人 |
| | 設置箇所数 | 13 か所 | 13 か所 | 13 か所 | 14 か所 | 14 か所 |
| 放課後子ども教室 | 登録者 | 333 人 | 438 人 | 486 人 | 588 人 | 592 人 |
| | 設置箇所数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 4か所 | 4か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■学童クラブ「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み(1～6年生) | 988 人 | 968 人 | 954 人 | 945 人 | 920 人 |
| ②確保の内容 | 880 人 | 890 人 | 900 人 | 910 人 | 920 人 |

■放課後子ども教室整備計画

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校数 | 10 校 | 10 校 | 10 校 | 10 校 | 10 校 |
| 設置箇所数 | 4か所 | 4か所 | 5か所 | 5か所 | 6か所 |
| 事業量（市内小学校区の整備状況） | 40% | 40% | 50% | 50% | 60% |
| 一体型実施箇所数 | 4か所 | 4か所 | 5か所 | 5か所 | 6か所 |
| 一体型の目標事業量 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

【学童クラブと放課後子ども教室の連携】

各事業の実施状況や課題、参加児童に関する情報等を共有し、指導方法の共通化等を図るための連絡会議の実現に向け、準備していきます。

また、それぞれの備品管理を徹底した上で可能なものは共用し、双方の環境整備の充実を図っていきます。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

学童クラブと放課後子ども教室の連携を進め、取組の充実に努めるとともに、学校施設の有効活用について検討するなど、体制を整備していきます。

学童クラブについては、子どもの人口の減少に伴い、平成 27 年度をピークに、需要量も減少していくことが予想されます。

このため、中長期的な需要を踏まえ、学校の余裕教室を始め、公共施設等の有効活用等を積極的に行い、量の確保に努めていきます。

放課後子ども教室については、すでに一体型*で実施している４校は、一体型による実施を継続し、学童クラブとの連携をさらに強化し、平成 31 年度までに新規開設するすべての放課後子ども教室を学童クラブとの一体型として整備していきます。開設日についても、現在週１日（水曜日）となっていることから、月曜日から金曜日までの実施についても検討していきます。

また、開設を希望する学校・地域を調査把握するため、未実施校に対して意向調査を毎年実施するとともに、隔年で新たに 1 か所以上の整備に取り組んでいきます。

（一体型）
一体型とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、学童クラブ及び放課後子ども教室の両事業を同一の小学校内等で実施し、全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

## （4）子育て短期支援事業

【事業概要】

子育て短期支援は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業*と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業*があります。

【市の現状】

ショートステイ事業を実施しており、児童養護施設「東京恵明学園」（所在地：青梅市）に委託しています。

■ショートステイ事業実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年間利用者数 | 延べ 132 人 | 延べ 155 人 | 延べ 77 人 | 延べ 108 人 |
| 設置箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 152 人日 | 150 人日 | 148 人日 | 146 人日 | 145 人日 |
| ②確保の内容 | 152 人日<br>（1 か所） | 150 人日<br>（1 か所） | 148 人日<br>（1 か所） | 146 人日<br>（1 か所） | 145 人日<br>（1 か所） |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ショートステイ事業については、実施場所が市外であり利用者促進を図るためにも西多摩地域の自治体と連携し、利用者のニーズを捉えながら引き続き事業を継続します。

また、要保護児童に対する支援に資する事業との連携により、支援が必要な家庭への対応ができるようにします。

トワイライトステイ事業についても、要望や状況に応じて実施を検討していきます。

（ショートステイ事業）

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を日帰りや宿泊で預かる制度です。

（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度です。

## （5）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問は、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭〔新生児訪問（生後２か月まで）を含む。〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【市の現状】

新生児訪問（生後２か月まで）とこんにちは赤ちゃん訪問(生後２か月から４か月まで)事業を実施しています。

■新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 出生者数 | 681 人 | 655 人 | 622 人 | 612 人 |
| 新生児訪問 | 257 人 | 296 人 | 389 人 | 371 人 |
| こんにちは赤ちゃん訪問 | 268 人 | 194 人 | 176 人 | 227 人 |
| 訪問率（%） | 77.1% | 74.8% | 90.8% | 97.7% |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み(訪問件数) | 568 件 | 560 件 | 549 件 | 539 件 | 530 件 |
| ②量の見込み(訪問率) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ③確保の内容 | 実施体制:3 人<br>実施機関:健康課 | 実施体制:3 人<br>実施機関:健康課 | 実施体制:3 人<br>実施機関:健康課 | 実施体制:3 人<br>実施機関:健康課 | 実施体制:3 人<br>実施機関:健康課 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

社会を取り巻く変化を的確に捉え、現行の体制を維持しながら事業を実施します。

実施内容としては、①育児に関する不安や悩みの聴取②子育て支援に関する情報提供③親子の心身の状況や養育環境の把握④要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整などを行います。

健康課（保健師・助産師）・民生委員・児童委員*等が、乳児のいる全ての家庭を訪問し、保護者が地域とつながりを持ち、安心して子育てができるような環境づくりをします。里帰り出産などの場合にも自治体間の連絡体制をとり、同様のサービスが受けられるようにします。

また、拒否をされるケースがないように各機関と連携をとり、100%の訪問を目指します。

（民生委員・児童委員）
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、福祉の相談助言活動に従事する人です。また、民生委員は、児童福祉法における児童委員を兼ねています。

## （６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

【事業概要】

養育支援訪問及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保するほか、要保護児童地域対策協議会を設置し、関係機関が情報の交換や協議等を行うことにより適切な保護、支援及び予防につなげる事業です。

【市の現状】

市では、関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて迅速な対応を図るとともに、予防の促進を行っています。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 専門的相談支援 | 29 件 | 34 件 | 16 件 | 53 件 |
| 育児支援ヘルパー派遣 | 0 件 | 23 件 | 18 件 | 119 件 |
| 要保護児童対策協議会代表者会議 | 2 回 | 2 回 | 2 回 | 2 回 |
| 要保護児童対策協議会実務者会議 | 3 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 |
| 要保護児童対策協議会個別ケース検討会議 | 17 回 | 20 回 | 12 回 | 15 回 |

【事業の見込みと確保内容】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 確保の内容 | 専門的相談支援件数 | 60 件 | 60 件 | 60 件 | 60 件 | 60 件 |
| | 育児支援ヘルパー派遣件数 | 132 件 | 132 件 | 132 件 | 132 件 | 132 件 |
| | 代表者会議回数 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| | 実務者会議回数 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |
| | 個別ケース検討会議回数 | 20 回 | 20 回 | 20 回 | 20 回 | 20 回 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

要保護児童の早期発見、適切な対応及び予防のため、支援のネットワークの中核機関である子ども家庭支援センターの機能及び体制、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。

## （7）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【市の現状】

子育てひろばを３か所（子育てひろば秋川あすなろ、子育てひろばいつかいち、子育てひろばにしあきる）で開設しています。自由に利用可能で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 97 件 | 174 件 | 186 件 | 326 件 |
| 利用者数 | － | 大人 1,746 人<br>小人 1,984 人 | 大人 2,961 人<br>小人 3,153 人 | 大人 3,731 人<br>小人 4,260 人 |
| 設置箇所数 | 2か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（大人の人数）※ | 4,350 人回/年 | 4,400 人回/年 | 4,450 人回/年 | 4,450 人回/年 | 4,450 人回/年 |
| ②確保の内容 | 4,350 人日<br>（3か所） | 4,400 人日<br>（3か所） | 4,450 人日<br>（3か所） | 4,450 人日<br>（3か所） | 4,450 人日<br>（3か所） |

※ニーズ調査では保護者が記入しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

地域子育て支援拠点事業に対する保護者の関心は年々高くなってきています。子育てひろばの更なる周知の徹底や、子育て中の親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、保護者に情報提供を行う利用者支援事業の検討など、利用促進を図ります。

このため、中長期的な子育て支援事業の需要を踏まえ、公共施設を有効活用し、より利便性の高い場所での実施を検討します。

## （8）一時預かり事業

【事業概要】

一時預かりは、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所で就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどにお預かりする一時預かり事業があります。

【市の現状】

市内の全ての幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育事業と市内の私立保育所で就学前までの児童をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 延べ 20,108 人 | 延べ 20,111 人 | 延べ 22,727 人 | 延べ 24,053 人 |
| 設置箇所数 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 |

■一時預かり事業実績　※その他の事業に該当

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 延べ 502 人 | 延べ 369 人 | 延べ 571 人 | 延べ 571 人 |
| 設置箇所数 | 11 か所 | 12 か所 | 12 か所 | 12 か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | ①1号認定による利用 | 557 人日 | 546 人日 | 524 人日 | 510 人日 | 496 人日 |
| | ②2号認定による利用 | 55,767 人日 | 54,679 人日 | 52,504 人日 | 51,098 人日 | 49,691 人日 |
| | ③その他 | 1,472 人日 | 1,432 人日 | 1,389 人日 | 1,357 人日 | 1,325 人日 |
| ②確保の内容 | ①1号認定による利用 | 272 人日 | 289 人日 | 358 人日 | 427 人日 | 496 人日 |
| | ②2号認定による利用 | 26,881 人日 | 28,628 人日 | 35,649 人日 | 42,670 人日 | 49,691 人日 |
| | ③その他 | 800 人日（12 か所） | 950 人日（12 か所） | 1,100 人日（12 か所） | 1,250 人日（12 か所） | 1,325 人日（12 か所） |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

①1 号認定による利用・②2 号認定による利用の一時預かり

幼稚園在園児による利用の見込み（１号認定による利用、２号認定による利用）は実績を大きく上回っています。在園児による時間外保育希望なので、施設の改修、増築などは必要ありませんが、人的確保が必要となります。地域子ども子育て支援事業を活用し、市内私立幼稚園に委託して確保してまいります。

③その他の一時預かり

現在の認可保育所での一時預かり事業は空きスペース等を利用したものであり、ニーズに対する確保は難しいと考えられます。そのため、ファミリー・サポート・センター等との連携強化を図ります。また、利用者が一時預かり事業を利用しやすいよう利用者支援事業も行うことで、利用者の状況に応じて情報提供できるよう検討します。

その他、利用者の利便性向上のために直接保育所へ申込みができることも検討します。

## （9）病児･病後児保育事業

【事業概要】

病児･病後児保育は、病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【市の現状】

市では、このうち病気回復期にあり集団保育が困難な児童をお預かりする「病後児保育事業」を秋川あすなろ保育園で行っています。

■病後児保育事業実績

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 22 人日 | 8人日 | 3人日 | 5人日 |
| 設置箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（病後児保育） | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 |
| ②確保の内容 | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 | 35 人日 |
| ②実施箇所数（病後児保育） | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

病後児保育事業については、現在保育所に入所している児童を対象としていますが、利用者のニーズを捉えながら、対象者の拡大についても検討します。

病児保育事業についてもニーズ調査では、「子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法」の問いに「父親又は母親が休んだ」と回答した人は 83.1％を占めており、その際「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人は 33.9％、反対に「利用したいとは思わない」と回答した人は 62.8％となっています。このことから、今後、病児保育事業の必要性について検討していきます。

## （１０）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【市の現状】

ファミリー・サポート・センターを平成 17 年 11 月に開設し、定期的に事業説明会等を開催し、会員数も年々増加しています。

■ファミリー・サポート・センター事業

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 会員数 | 499 人<br>提供:155 人<br>依頼:319 人<br>両方: 25 人 | 577 人<br>提供:171 人<br>依頼:379 人<br>両方: 27 人 | 630 人<br>提供:183 人<br>依頼:419 人<br>両方: 28 人 | 682 人<br>提供:187 人<br>依頼:468 人<br>両方: 27 人 |
| 利用件数※0～12歳の件数 | 1,552 件 | 1,619 件 | 2,001 件 | 1,829 件 |
| 設置箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（乳幼児） | | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 |
| ②量の見込み（1～4年生） | | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 |
| ③量の見込み（5～6年生） | | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 |
| ④確保の内容 | 乳幼児 | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 | 1,350 人日 |
| | 1～4年生 | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 | 880 人日 |
| | 5～6年生 | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 | 70 人日 |
| | 設置箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | 提供会員数 | 191 人 | 191 人 | 191 人 | 191 人 | 191 人 |
| | 両方会員数 | 27 人 | 27 人 | 27 人 | 27 人 | 27 人 |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

会員数は年々増加している傾向にありますが、開設後９年が経過し、提供会員（両方会員も含む。）については、年齢等の関係で退会する会員もいることから、この１、２年の傾向としては、微増の状態となっています。特に、依頼会員の維持・増加を図るため、随時の相談に加え、月例の事業説明会を土曜日にも開催するなど相談しやすい体制をつくるとともに、ポスターやチラシ等を自治会・町内会等へ配布するなどし、周知の徹底を行います。また、安定した組織運営を行うため、交流会や会報誌を発行し、会員相互の親睦や情報共有を行います。

## （１１）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【事業の見込みと確保内容】

妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14 回までの公費助成を行っています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 受診券配布人数 | 606 人 | 598 人 | 586 人 | 575 人 | 565 人 |
| | 受診回数見込み | 6,545 回 | 6,458 回 | 6,329 回 | 6,210 回 | 6,102 回 |
| ②確保の内容 | 実施場所 | 東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関 | | | | |
| | 実施体制 | 東京都医師会と委託締結した医療機関 | | | | |
| | 検査項目 | 東京都及び市が定める健康診査の内容 | | | | |
| | 実施時期 | 受診票交付の日から出産の日まで | | | | |

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健診を実施する医療機関等と連携体制を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都及び市が定める診査項目を確保しつつ、東京都が推奨する 14 回の健診を実施します。また、都外の医療機関や助産院で受診する場合は、受診票が使用できないため、出産後に手続を行うと、東京都の契約単価を上限として費用の助成が受けられるため、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

## （１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める基準に該当する保護者の子どもが教育・保育事業を受けた場合において、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は教育・保育等に係る行事への参加に要する費用等について助成する事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

都や近隣自治体の動向を注視し、実施を検討します。

## （１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿の確保のため、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、効果が高いと考えられる事業を実施する事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

都や近隣自治体の動向を注視し、実施を検討します。

## ４　幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、保幼小の連携の取組の推進等に関することを記載します。

国の考え方

〇認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
〇質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
〇幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
〇保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

### （1）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的考え

〇現在、市内には、認定こども園はありません。運営事業者と相談をしながら、認定こども園への希望を踏まえ支援等を行います。

### （2）質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の基本的考え、推進方策

〇教育・保育施設（小学校・認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業の連携を進めていきます。
〇保育士、幼稚園教諭、学童クラブ指導員等に対する研修（指導方法、栄養管理、障がい児関係など）を引続き行っていきます。

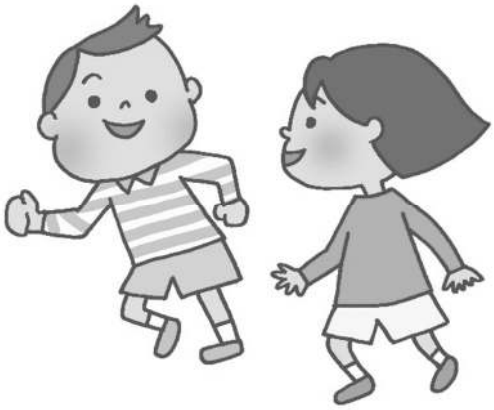

# 第５章　あきる野市子育て支援施策の展開
# （あきる野市次世代育成支援行動計画）

子ども・子育て支援事業計画の任意の記載事項に加え、あきる野市次世代育成支援行動計画の評価を踏まえた子育て支援事業の方向性や内容を掲載します。

任意記載事項については、教育・保育事業所や都と連携を図り、取り組んでいきます。

**任意の記載事項**

**１　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設、地域型保育事業を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供等を実施します。

**２　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都が行う施策との連携**

児童虐待の予防・防止対策の充実、障がい児等の特別の支援を要する子どもへの施策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進等、東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の施策に関連する各機関や団体との連携を進めます。

**３　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備**

仕事と家庭生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを促すために、東京都、市内の事業所、関連する各種団体と連携しながら、市の実情を踏まえた取組を進めます。

## あきる野市子育て支援施策の関連事業一覧

あきる野市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成 17～21 年度、後期計画：平成 22～26 年度）から継続する施策・事業については、各事業の評価結果を踏まえ、平成 31 年度までの事業の方向性や目標を定めました。

### 1　地域における子育ての支援

（1）子育て支援サービスの充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 1 | 子ども家庭支援センター | 子育て支援課 |
| 2 | 児童手当の支給 | 子育て支援課 |
| 3 | 医療費の助成制度 | 子育て支援課 |
| 4 | 入院助産費の支給 | 子育て支援課 |
| 5 | よちよちタイム、幼児クラブ | 子ども政策課 |
| 6 | 児童館事業 | 子ども政策課 |
| ~~7~~ | ~~放課後子ども教室~~ | ~~生涯学習スポーツ課~~ |
| 8 | 幼稚園における就園前児童の子育て支援事業 | 保育課 |
| 9 | 赤ちゃんふらっと事業の推進 | 子育て支援課 |
| 10 | 地域子ども育成リーダー事業の推進（新規事業） | 子ども政策課 |

（2）保育サービスの充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 11 | 保育園・幼稚園の園庭開放 | 保育課 |
| 12 | 認証保育所の充実 | 保育課 |

（3）子育て支援のネットワークづくり

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 13 | 子育て関連情報提供の推進 | 子育て支援課 |
| 14 | 子育てグループ等への支援 | 子育て支援課 |
| 15 | 保育所・幼稚園地域活動 | 保育課・子育て支援課 |
| 16 | 教育相談事業 | 指導室 |

### 2　子どもの成長を通した健康づくり

（1）母と子の健康の維持・増進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 17 | 母子健康手帳の交付 | 健康課 |
| 18 | 母親学級（母性科、育児科） | 健康課 |
| 19 | 育児相談・一般相談 | 健康課 |
| 20 | 健康診査等の実施 | 健康課 |

## ３　家庭の子育て環境づくりの支援

（１）子育てしやすい環境の支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 21 | 子育てに関する意識についての啓発活動の推進 | 健康課 |
| 22 | 保育園・幼稚園・学校との連携 | 指導室 |
| 23 | 幼児教育に対する支援 | 保育課 |
| 24 | 家庭教育学級等の講座事業 | 生涯学習スポーツ課 |

（２）仕事と子育ての両立支援の推進

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 25 | 育児休業制度等の普及啓発 | 観光商工課 |
| 26 | 子育て中の親の再就職支援の充実 | 観光商工課 |
| 27 | 男女共同参画の意識啓発 | 企画政策課 |

## ４　子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備

（１）ひとり親家庭等への支援の充実

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 28 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 子育て支援課 |
| 29 | 児童育成手当・児童扶養手当の支給 | 子育て支援課 |
| 30 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | 子育て支援課 |
| 31 | 東京都母子及び父子福祉資金 | 子育て支援課 |
| 32 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | 子育て支援課 |
| 33 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 子育て支援課 |
| 34 | 母子・父子相談 | 子育て支援課 |
| 35 | 就学援助費の支給 | 教育総務課 |

（２）障がいのある子どもへの支援

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 36 | 障がい児への手当等支給 | 子育て支援課<br>障がい者支援課 |
| 37 | 障がい児療育体制の充実 | 障がい者支援課・保育課<br>指導室・健康課 |
| 38 | 特別支援教育 | 指導室 |
| 39 | 障がい児保育事業 | 保育課 |
| 40 | 障がい児支援サービス | 障がい者支援課 |

（３）子育てを支援する生活環境の整備

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 41 | あきる野市緑の基本計画の策定等 | 都市計画課・管理課 |
| 42 | 公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 | 都市計画課・管理課<br>建設課・施設営繕課 |

（４）子ども等の安全の確保

| No. | 事業名 | 担当課 |
|---|---|---|
| 43 | 子どもの安全の確保 | 教育総務課・保育課<br>地域防災課 |
| 44 | 子どもの危機管理体制の整備（新規事業） | 子ども政策課 |

担当課は平成 27 年 4 月の組織改正による新課名を記載しています。

## 1　地域における子育ての支援

子育て中の方がいつでも気軽に相談できる体制の充実や子育て関連情報の発信、身近な地域での交流機会の充実が必要とされています。

子育て支援の施設サービスの拡充及び市民主体の地域における子育て支援サービスの支援を行うとともに、そうしたサービスの利用調整や情報提供の方法を検討することにより、安心して子育てができる体制を整えます。

### （1）子育て支援サービスの充実

| 事業No | 1 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 子ども家庭支援センター | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行っています。 | | |
| 実績（H25） | リーフレット、通信誌及びメール配信等により相談事業等について周知を図りました。また、各機関との連携の強化のための会議、連絡会の開催や参加をしました。特に保育園、幼稚園等と連携及び周知を図るため、園訪問を実施し、センター事業についても説明を行いました。<br>講座については、ニーズに合った内容を実施し、今後に向けアンケートも実施しました。<br>子育てグループの支援については、交流会等の実施、グループ活動の場を提供しました。この他に地域の子育て支援の場である児童館及び学童クラブを訪問し、利用状況等の調査を実施しました。 | | |
| 今後の方針 | リーフレット、通信誌及びメール配信等により相談事業等について周知を図ります。また、各機関との連携の強化のための会議、連絡会の開催や参加をします。特に、保育園、幼稚園等と連携及び周知を図るため、園訪問を実施します。<br>講座については継続してアンケートを実施し、ニーズに合った講座を開催します。<br>センター事業は、説明会を実施し、子育てひろばとの相談連携方法等(巡回、連絡会等)について調整します。<br>子育てグループ支援は、交流会等の実施、グループ活動の場の提供をします。この他に、子ども家庭支援センターの更なる充実に向け、各市の状況調査を実施します。 | | |

| 事業No | 2 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 児童手当の支給 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 国の制度として、保護者が所得制限等の要件を満たしている中学生までの児童に対し、月額で３歳未満には 15,000 円、３歳以上小学校修了前の第１、２子には 10,000 円、第３子以降は 15,000 円、中学生には 10,000 円、所得限度額を超えている世帯には一律 5,000 円の手当を受給者（保護者、養育者等）に年３回、１回４か月分をまとめて支給しています。 | | |
| 実績（H25） | 児童手当受給者数　10,614 人<br>（小学校修了前 8,369 人、中学生 2,225 人、里親 20 人） | | |
| 今後の方針 | 国の制度に合わせて、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 3 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 医療費の助成制度 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | ①乳幼児医療費助成制度…東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている小学校就学前までの児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。あきる野市の場合は、所得制限を超えた方にも市独自で助成しています。<br>②義務教育就学児医療費助成制度…東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている義務教育就学期にある児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。 | | |
| 実績（H25） | ①乳幼児医療費助成制度…受給者数 4,623 人<br>②義務教育就学児医療費助成制度…受給者数 6,056 人 | | |
| 今後の方針 | 継続して実施します。また、所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望していきます。 | | |

| 事業No | 4 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 入院助産費の支給 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 東京都の制度で、出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、その費用を助成します。対象となる方は、生活保護世帯や住民税非課税世帯等となります。 | | |
| 実績（H25） | １件 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら継続して実施します。 | | |

| 事業No | 5 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | よちよちタイム、幼児クラブ | 担当課 | 子ども政策課 |
| 事業内容 | よちよちタイムは１歳前後の親子、幼児クラブは２歳から４歳までの親子を対象とし、遊びなどを通じて子どもの集団生活への準備と親同士の交流を支援しています。 | | |
| 実績（H25） | 児童館にて毎週金曜日に実施しているほか、運動会等の合同行事も実施しました。 | | |
| 今後の方針 | 保護者のニーズに合った様々な遊びや集団活動のメニューを取り入れ事業内容の充実を図り、子育て及び交流の場として実施していきます。 | | |

| 事業No | 6 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 児童館事業 | 担当課 | 子ども政策課 |
| 事業内容 | 児童に健全な遊びを与えて、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。 | | |
| 実績（H25） | 児童館事業の実施 | | |
| 今後の方針 | 児童館の利用状況を考慮し、子ども・子育て支援事業計画の学童クラブの量の確保策や中長期の公共施設再配置等との整合性を図りながら、事業を進めていきます。 | | |

| ~~事業No~~ | ~~7~~ | | |
|---|---|---|---|
| ~~事業名~~ | ~~放課後子ども教室~~ | ~~担当課~~ | ~~生涯学習スポーツ課~~ |
| ~~事業内容~~ | ~~小学校の放課後の子どもたちの安全で、安心な居場所づくりを、地域の方々の協力を得て、実施しています。~~ | | |
| ~~実績（H25）~~ | ~~○草花小学校放課後子ども教室（全24回、登録児童数184人、延べ2,380人）~~<br>~~○多西小学校放課後子ども教室（全26回、登録児童数189人、延べ2,466人）~~<br>~~○東秋留小学校放課後子ども教室（全19回、登録児童数74人、延べ721人）~~<br>~~○五日市小学校放課後子ども教室（全12回、登録児童数111人、延べ560人）~~ | | |
| ~~今後の方針~~ | ~~学校の意向調査を実施しながら継続・推進していきます。~~ | | |

~~※　備　考~~

~~国の「放課後子ども総合プラン」*に基づき、全ての児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する総合的な放課後対策について、検討を進めていきます。~~

---

~~（放課後子ども総合プラン）~~
~~全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な準備等を進めるとされています。~~

| 事業No | 8 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 幼稚園における就学前児童の子育て支援事業 | 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 市内幼稚園において、未就園児やその保護者に対して子育てに関する相談に応じるなどの支援を行います。 | | |
| 実績（H25） | 子育て相談　３園　　子育て井戸端会議　２園　　未就園児の保育　５園<br>子育て情報の提供　３園　　子育て講座・講演会　２園 | | |
| 今後の方針 | 全園で実施しており、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 9 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 赤ちゃんふらっと事業の推進 | | | 担当課 | 子育て支援課 | |
| 事業内容 | 東京都の制度で、小さなお子様を連れた方が安心してお出かけできるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースです。公共施設や小さなお子様を連れて出かける身近な地域への整備を推進しています。 | | | | | |
| 実績（H25） | 市内３か所 | | | | | |
| 今後の方針 | 設置箇所数が増えるよう働きかけるとともに利用しやすいよう周知します。 | | | | | |
| | 目標値 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 設置箇所数 | ６か所 | ７か所 | ８か所 | ９か所 | １０か所 |

| 事業No | 10 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 地域子ども育成リーダー養成事業の推進<br>（新規事業） | 担当課 | 子ども政策課 |
| 事業内容及び今後の方針 | 地域において、子どもを守り、育てるための「地域子ども育成リーダー」の育成を図り、子どもたちを導くことで、郷土愛を持った子どもを育て、地域の絆を深めることに繋げていきます。 | | |

## （２）保育サービスの充実

| 事業No | 11 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 保育園･幼稚園の園庭開放 | 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 市内保育園及び幼稚園において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。 | | |
| 実績（H25） | 公立保育園３園、私立保育園１２園、私立幼稚園６園 | | |
| 今後の方針 | 全園で実施しており、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 12 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 認証保育所の充実 | | | 担当課 | 保育課 | |
| 事業内容 | 保護者のニーズに適した保育に対応するため、認証保育所を支援します。 | | | | | |
| 実績（H25） | ○市内　２園　　利用人数　延べ 743 人<br>○市外園７園　　利用人数　延べ 159 人　　合計利用人数　延べ 902 人 | | | | | |
| 今後の方針 | 事業者、利用者への支援を通じて、保育環境の充実を図ります。 | | | | | |
| | 目標値 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 年間利用者数 | 69 人 | 69 人 | 69 人 | 69 人 | 69 人 |

（３）子育て支援のネットワークづくり

| 事業No | 13 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 子育て関連情報提供の推進 | | | 担当課 | 子育て支援課 | |
| 事業内容 | 子育て支援に関連する事業の情報を福祉と教育から情報収集、その他市内の保育所や幼稚園の各方面から子育て支援自主活動の情報も収集し、子育て支援情報誌を発行し、子育て関連情報の提供をします。 | | | | | |
| 実績（H25） | ○るのキッズ通信　年間４回　各回 1,300 部発行<br>○総合的な子育て支援ガイドブックの作成発行　　年間 800 部<br>○子育て情報メール「るのキッズメール」の配信、登録者数 953 件 | | | | | |
| 今後の方針 | 市民のニーズに合った周知方法を検討しながら、継続して実施します。 | | | | | |
| | 目標値 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | るのキッズメール登録者数 | 1,000 人 | 1,000 人 | 1,000 人 | 1,000 人 | 1,000 人 |

| 事業No | 14 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 子育てグループ等への支援 | | | 担当課 | 子育て支援課 | |
| 事業内容 | 地域の子育てグループ（子育てサークル）に関する情報を把握し、情報提供と情報交換のための機会を設定します。また、子育てグループ育成のための支援や参考図書等の貸出しを行います。 | | | | | |
| 実績（H25） | 連絡会・交流会の開催を３回（述べ 281 人）、グループ活動の場の提供を 38 回（延べ 536 人）行いました。この外に図書の貸出しを行いました。 | | | | | |
| 今後の方針 | 連絡会や交流会の開催などを通して子育てグループの活動がしやすくなるよう継続して実施します。 | | | | | |

| 事業No | 15 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 保育所・幼稚園地域活動 | 担当課 | 保育課・子育て支援課 |
| 事業内容 | 子育てサロン・あそびクラブなどの開催を支援し地域交流や世代間交流の機会をもつなど、地域に開かれた保育所・幼稚園を目指しています。 | | |
| 実績（H25） | 子育てサロン・あそびクラブ…私立保育園１２園<br>地域開放実施施設…公立保育園３園、私立保育園１２園、私立幼稚園６園 | | |
| 今後の方針 | 地域の方が気軽に参加できるよう継続して実施します。 | | |

| 事業No | 16 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 教育相談事業 | 担当課 | 指導室 |
| 事業内容 | 児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するために、教育相談所、スクールカウンセラー*、適応指導教室における専門的な教育相談を進めていきます。 | | |
| 実績（H25） | ○教育相談所<br>相談件数、相談時間の増加に伴い、相談員（臨床心理士）の勤務時間を１日 7.5 時間に延長しました。<br>教育相談所　相談件数　200 件、延べ相談回数　1,472 回<br>○せせらぎ教室<br>在籍児童･生徒数　22 人（途中転出者を含む。）<br>○スクールカウンセラーの配置<br>市内全６中学校及び全 10 小学校にカウンセラーを各１人配置（都） | | |
| 今後の方針 | 児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するよう、継続して実施します。 | | |

（スクールカウンセラー）
スクールカウンセラーは、心理職の専門家で、いじめや不登校等の未然防止、改善や学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的として、児童・生徒の保護者、教職員に対して適切に相談することができる人です。

## 2　子どもの成長を通した健康づくり

母と子が健康にいきいきと暮らせるためには、妊娠期から健診や生活・食習慣に関する的確な情報提供及び指導が必要です。

そのため、乳幼児期における健診体制の充実を図るとともに、母子共に保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みについて身近に気軽に相談できる体制づくりを進めます。

### （１）母と子の健康の維持･増進

| 事業No | 17 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 母子健康手帳の交付 | 担当課 | 健康課 |
| 事業内容 | 母子保健法に基づき、妊娠届をした人に母子健康手帳を交付しています。また、交付時に保健師との面談を実施します。 | | |
| 実績（H25） | 妊娠届受理件数　661 件 | | |
| 今後の方針 | 周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 18 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 母親学級（母性科、育児科） | 担当課 | 健康課 |
| 事業内容 | 母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等（離乳食教室、育児グループ）を実施します。 | | |
| 実績（H25） | ○母親学級は、３日制の平日コースと半日制の土曜コースを実施しました。<br>○離乳食教室は、乳幼児の月齢に合わせた３コースで実施しました。 | | |
| 今後の方針 | 市民のニーズに合った講座の開催及び内容を検討しながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 19 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 育児相談・一般相談 | | | 担当課 | 健康課 | |
| 事業内容 | 母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。 | | | | | |
| 実績（H25） | 相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるよう、職員を積極的に研修に参加させ、体制づくりを進めました。また、親同士の仲間づくりができるよう支援しました。<br>○育児相談（乳児、幼児）<br>従事者　保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士 36 回実施　相談者 1,509 人<br>○健康相談（妊婦、産婦、乳幼児、その他）<br>健康課に所属する保健師、助産師が毎日対応<br>面接対応　844 人　電話対応　558 人 | | | | | |
| 今後の方針 | 総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。また、親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。<br>相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるような体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。 | | | | | |
| | 目標値 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 年間利用者数 | 1,432 人 | 1,403 人 | 1,366 人 | 1,337 人 | 1,309 人 |

| 事業No | 20 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 健康診査等の実施 | | | 担当課 | 健康課 | |
| 事業内容 | 乳幼児の健康保持及び増進を図るため、３～４か月児健康診査、６～7・9～10か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。<br>また、むし歯予防教室・歯科予防処置も実施します。 | | | | | |
| 実績（H25） | 乳幼児健診の受診率が９５％を下回らないように実施しました。<br>○３～４か月児健康診査　　受診者 614 人（受診率 99.2%）<br>○１歳６か月児健康診査　　受診者 631 人（受診率 96.2%）<br>○３歳児健康診査　　受診者 700 人（受診率 96.2%）<br>○むし歯予防教室は月１回実施（8月、12 月を除く。）<br>市広報に掲載、また、チラシを作成し、母と子の保健バッグと一緒に配布、育児相談時に配布し周知しました。 | | | | | |
| 今後の方針 | より多くの方が受診できるよう周知をしながら、継続して実施します。 | | | | | |
| | 目標値（受診率%） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 3~4 か月児健康診査 | 99.3 | 99.3 | 99.4 | 99.4 | 99.5 |
| | 1 歳 6 か月児健康診査 | 96.4 | 96.4 | 96.6 | 96.6 | 96.8 |
| | 3 歳児健康診査 | 96.4 | 96.4 | 96.6 | 96.6 | 96.8 |

## 3　家庭の子育て環境づくりの支援

子どもを産み、育てたいと思えるような環境を整えていくためには、働きながら子育てができる環境があること、また、出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減するような、親としての成長を支える環境が大切です。

そのため、これから親になる方、親になって間もない方に対して子育てについて学習する機会を提供するとともに、仕事と子育てが両立できる環境づくりに努め、妊娠・出産・子育て支援までの切れ目のない支援環境を整えます。

### （1）子育てしやすい環境の支援

| 事業No | 21 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 子育てに関する意識についての啓発活動の推進 | 担当課 | 健康課 |
| 事業内容 | 母親学級等事業の中でリーフレットの配布などにより、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。 | | |
| 実績（H25） | ○平日コース（開催 12 日）受講者 131 人<br>○土曜コース（４学級）受講者 89 人 | | |
| 今後の方針 | 市民のニーズ合わせながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 22 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 保育園･幼稚園･学校との連携 | 担当課 | 指導室 |
| 事業内容 | 保育園、幼稚園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。 | | |
| 実績（H25） | ○就学支援シート*の作成　81 件（作成率 10.7%）<br>○保幼小連絡会の開催（１回） | | |
| 今後の方針 | 連携がスムーズにできるよう、継続して実施します。 | | |

（就学支援シート）
園での子どもの様子や進めてきた指導について、園と家庭が相談をしながら作成して、その内容を小学校に引き継ぎ、指導・支援に生かすための資料になります。

| 事業No | 23 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 幼児教育に対する支援 | 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。 | | |
| 実績（H25） | ○幼稚園・幼児園（７か所）<br>○園児数　1,008 人　（平成 25 年５月１日現在）<br>○私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業（補助対象人員　777 人）<br>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付事業（補助対象延べ人 12,398 人）<br>○私立幼稚園協会研修費補助金交付事業<br>○私立幼稚園教育振興費補助金交付事業<br>○私立幼稚園等特別支援教育事業補助金交付事業（対象園児数　５人） | | |
| 今後の方針 | 継続して実施します。 | | |

| 事業No | 24 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 家庭教育学級等の講座事業 | 担当課 | 生涯学習スポーツ課 |
| 事業内容 | 児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として家庭教育学級等を充実します。<br>また、子どもの健やかな成長を促すための環境づくりの一助とするため、親子の絆を深めることを目的に親子を対象とした講座を実施します。 | | |
| 実績（H25） | ○家庭教育講座「３歳児の音楽教育～親子で一緒に音あそび～」<br>H25.12.5、H 26.1.9、H 26.2.6 に実施。受講者：18 人<br>○家庭教育講座「乳児期の子育て～生活習慣の大切さ～」<br>東京都青少年・治安対策部と共催により、H25.11.21 に実施。受講者：７人<br>○親子体験学習<br>小学生の親子を対象に H25.7.23、H25.8.20 に２講座を実施。受講者:25 人 | | |
| 今後の方針 | 市民のニーズに合った講座の開催及び内容を検討しながら、継続して実施します。 | | |

## （２）仕事と子育ての両立支援の推進

| 事業No | 25 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 育児休業制度等の普及啓発 | 担当課 | 観光商工課 |
| 事業内容 | 市民や市内事業者を対象に、広報などでのＰＲにより育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。 | | |
| 実績（H25） | 公共施設の案内コーナー及び商工会などに、制度周知のためリーフレット・パンフレットを置き、普及啓発を進めました。 | | |
| 今後の方針 | 制度の普及啓発を進めながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 26 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 子育て中の親の再就職支援の充実 | 担当課 | 観光商工課 |
| 事業内容 | 就労意欲をもつ子育て中の女性に対して、ワーキングセミナーを開催することにより、再就職に資する情報の提供を行います。 | | |
| 実績（H25） | 対象は子育て中の女性に限定しませんが、平成25年度は２回、ハローワーク青梅と共催で、市役所別館にて中高年齢者を対象とした再就職支援セミナーを実施しました。また、近隣市町村で開催される、東京しごとセンター多摩主催の女性対象再就職支援について、公共施設内にチラシを設置するとともに、市ホームページで開催を周知しました。 | | |
| 今後の方針 | あきる野市地域雇用問題連絡会議を開催し、市・ハローワーク・労働基準監督署３者の連携支援を充実させ、労働施策の新たな展開へと繋げるように協力体制を深めます。また、東京しごとセンター多摩等の女性再就支援との連携も深めます。 | | |

| 事業No | 27 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 男女共同参画の意識啓発 | 担当課 | 企画政策課 |
| 事業内容 | 性別役割分担意識の解消を図り、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現に向け、あきる野市男女共同参画計画「第３次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、意識啓発等を実施します。 | | |
| 実績（H25） | 男女共同参画に関するチラシ及びポスターの設置及び掲示、市主催事業での啓発グッズの配布及びホームページのリニューアル等、男女共同参画推進に向けた意識啓発に取り組みました。 | | |
| 今後の方針 | 「第３次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の推進に向け、国や東京都と連携し、PR活動等を通して意識啓発に取り組みます。 | | |

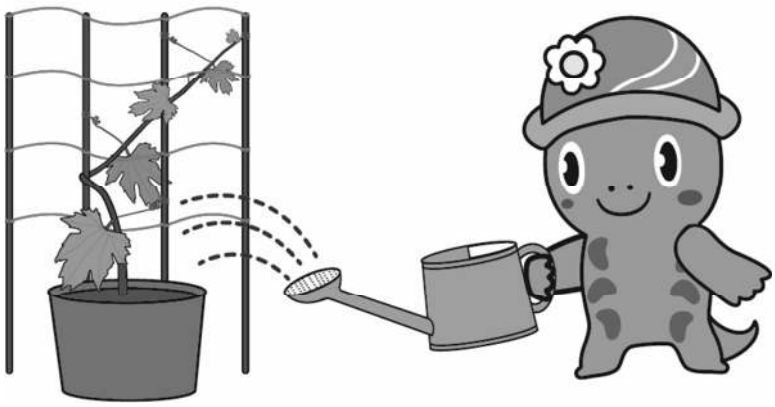

## ４　子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備

あきる野市で育つ全ての子どもが、障がいの有無や経済的な状況に関係なく健やかに成長できる環境を整える必要があります。そのため、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもの生活の安定、健全育成を図るため、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国や東京都の動向を踏まえ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないような対策を関係機関と連携し、検討します。

また、障がい児や心身の発達に遅れがある児童に対して、個々の状況に対応した教育・支援の充実や将来自立ができる一貫した支援環境を整えます。

さらに、子どもを犯罪から守り、地域の中で安全にいきいきと活動ができるよう、地域の見守りや子どもに優しいまちづくりを進めます。

### （１）ひとり親家庭等への支援の充実

| 事業No | 28 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行います。 | | |
| 実績（H25） | ヘルパー派遣会社へ委託　１社　利用件数３件　延べ 299 日 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 29 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 児童育成手当・児童扶養手当の支給 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 児童育成手当は、東京都の制度として、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当の助成を行います。<br>児童扶養手当は、国の制度として、父母の離婚等により、父や母と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 | | |
| 実績（H25） | ○児童育成手当　　受給者数　1,060 世帯　受給児童数　1,577 人<br>○児童扶養手当　　受給者数　674 世帯　　支給停止者数　94 世帯 | | |
| 今後の方針 | 手当の受給が円滑にできるよう、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 30 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ひとり親家庭等医療費助成制度 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 東京都の制度として、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、医療機関で支払う医療費の一部を助成します。 | | |
| 実績（H25） | 受給者数　1,431 人（692 世帯）　　医療費助成件数　15,461 件 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 31 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 東京都母子及び父子福祉資金 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | 東京都の制度としてひとり親家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し出します。 | | |
| 実績（H25） | 11 件（母子 11 件） | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。<br>平成 26 年 10 月より、法の一部改正に伴い、父子家庭も対象になります。 | | |

| 事業No | 32 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭で、指定した職業能力開発のための講座を受講した人に対して、自立支援教育訓練給付金を支給します。 | | |
| 実績（H25） | １件 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 33 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭で、２年以上、看護師等の養成機関で、資格取得を目的として就学する場合、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ります。 | | |
| 実績（H25） | ６件 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 34 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 母子・父子相談 | 担当課 | 子育て支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭が抱えている様々な悩みごとなどの相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。 | | |
| 実績（H25） | 母子相談（実相談人数　501 人　相談延べ件数　718 件） | | |
| 今後の方針 | 継続して実施します。<br>平成 26 年 10 月より、法の一部改正に伴い、父子家庭も対象になります。 | | |

| 事業No | 35 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 就学援助費の支給 | 担当課 | 教育総務課 |
| 事業内容 | 経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | | |
| 実績（H25） | 認定者数（要保護者：小学校　14 人　中学校５人　準要保護者：小学校 688 人　中学校 391 人） | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

## （２）障がいのある子どもへの支援

| 事業No | 36 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 障がい児への手当等支給 | 担当課 | 子育て支援課<br>障がい者支援課 |
| 事業内容 | 障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当・助成金の支給を行う。<br>①特別児童扶養手当<br>②心身障害者福祉手当の支給<br>③心身障害者（児）交通費等助成金の支給<br>④障害児福祉手当の支給 | | |
| 実績（H25） | ①受給者数　123 世帯　事務取扱件数　225 件<br>②受給者数　延べ 18,705 人<br>③受給者数　延べ 17,305 人<br>④受給者数　延べ　　488 人 | | |
| 今後の方針 | 手当の受給が円滑にできるよう、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 37 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 障がい児療育体制の充実* | 担当課 | 障がい者支援課<br>保育課<br>指導室<br>健康課 |
| 事業内容 | 障がいの早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導の充実を図るとともに、教育・保育等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。 | | |
| 実績（H25） | 相談支援ファイルを作成し情報を一元化することで各機関との連携がスムーズにいくよう支援しています。 | | |
| 今後の方針 | 連携がスムーズにできるよう、活用方法等についてさらに検討していきます。 | | |

（療育）
心身に障がいをもつ障がい児に対し、自らの能力を充分に発揮できるよう、治療、教育、社会的援助などにより総合的に支援する取組です。

| 事業No | 38 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 特別支援教育 | 担当課 | 指導室 |
| 事業内容 | 障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもたちが必要としている指導や支援を受けられる教育を推進するため、次のことに取り組んでいます。<br>○特別支援教育検討委員会の設置と定期的な開催<br>○巡回相談や巡回指導の充実<br>○副籍交流の実施<br>○特別支援教育コーディネーターの養成・育成及び教員研修の充実<br>○特別支援教育についての理解・啓発 | | |
| 実績（H25） | ○特別支援教育検討委員会は、平成26年2月に実施しました。<br>○巡回相談210回（延べ1,291人）、巡回指導13回<br>○副籍交流事業　対象者86人　実施者63人<br>○特別支援教育研修会4回、特別支援教育コーディネーター連絡会3回<br>○特別支援学校・学級説明会の実施、特別支援教育啓発リーフレットの配布等 | | |
| 今後の方針 | 全ての子どもたちが必要としている指導や支援を受けられる教育を推進できるよう、継続して実施します。 | | |

| 事業No | 39 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 障がい児保育事業 | 担当課 | 保育課 |
| 事業内容 | 集団保育が可能な障がい程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育事業を行います。 | | |
| 実績（H25） | ○保育園　15園　（受入れ人数　36人）<br>○幼稚園　6園　（受入れ人数　25人）<br>○学童クラブ　13クラブ（受入れ人数　37人） | | |
| 今後の方針 | 全園、全学童クラブで継続して実施します。 | | |

| 事業No | 40 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 障がい児支援サービス | 担当課 | 障がい者支援課 |
| 事業内容 | 未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対し、放課後又は休日において生活訓練などを行う「放課後等ディサービス」などを実施し、障がい児の療育支援を図ります。 | | |
| 実績（H25） | ○児童発達支援　168件<br>○放課後等ディサービス　734件 | | |
| 今後の方針 | 制度の周知を図りながら、継続して実施します。 | | |

## （3）子育てを支援する生活環境の整備

| 事業No | 41 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | あきる野市緑の基本計画の策定等 | 担当課 | 都市計画課<br>管理課 |
| 事業内容 | 「あきる野市緑の基本計画」等に基づき、公園など安全な遊び場空間を確保します。 | | |
| 実績（H25） | 公園等の利用者が安心して利用できるよう、適切な維持管理を実施しました。 | | |
| 今後の方針 | 公園等の利用者が安心して利用できるよう、適切な維持管理を実施します。<br>また、一定規模以上の開発により設置された公園があった場合、寄附を受け付け、公園を増設等します。 | | |

| 事業No | 42 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化* | 担当課 | 都市計画課　管理課<br>建設課　施設営繕課 |
| 事業内容 | 道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。 | | |
| 実績（H25） | 五日市図書館に椅子式階段昇降機を設置しました。その他千代里会館に多目的トイレと玄関・アプローチにスロープと自動扉と手すりを設置しました。 | | |
| 今後の方針 | 継続して実施します。 | | |

（バリアフリー）
社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。
（ユニバーサルデザイン）
障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

## （４）子ども等の安全の確保

| 事業No | 43 | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 子どもの安全の確保 | 担当課 | 教育総務課　　保育課<br>地域防災課 |
| 事業内容 | 保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、その周辺や通学路における防犯活動を推進します。 | | |
| 実績（H25） | ○安全教育の実施<br>○防犯パトロールの実施<br>○防災行政無線による交通安全、防犯に関する放送を行うとともに、下校時の児童の見守りをお願いする放送や安心メールによる防犯情報の配信を行いました。 | | |
| 今後の方針 | 地域の防犯意識を高めながら、継続して実施します。 | | |

| 事業No | ４４ | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 子どもの危機管理体制の整備（新規事業） | 担当課 | 子ども政策課 |
| 事業内容及び今後の方針 | 子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るために、地域や関係機関など市全体で協働して取り組んでいきます。 | | |

# 第６章　計画の推進

## １　計画の推進体制

本計画の推進に当たって、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映することで、子ども・子育て支援施策の更なる充実を目指します。

## ２　進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても点検・評価を行うことが重要です。

そのため、PDCA サイクルの考え方に基づき、事業ごとに設定した指標及び実施状況を年度ごとに点検・評価し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査審議を行い、施策の改善に努めます。

■PDCA サイクル

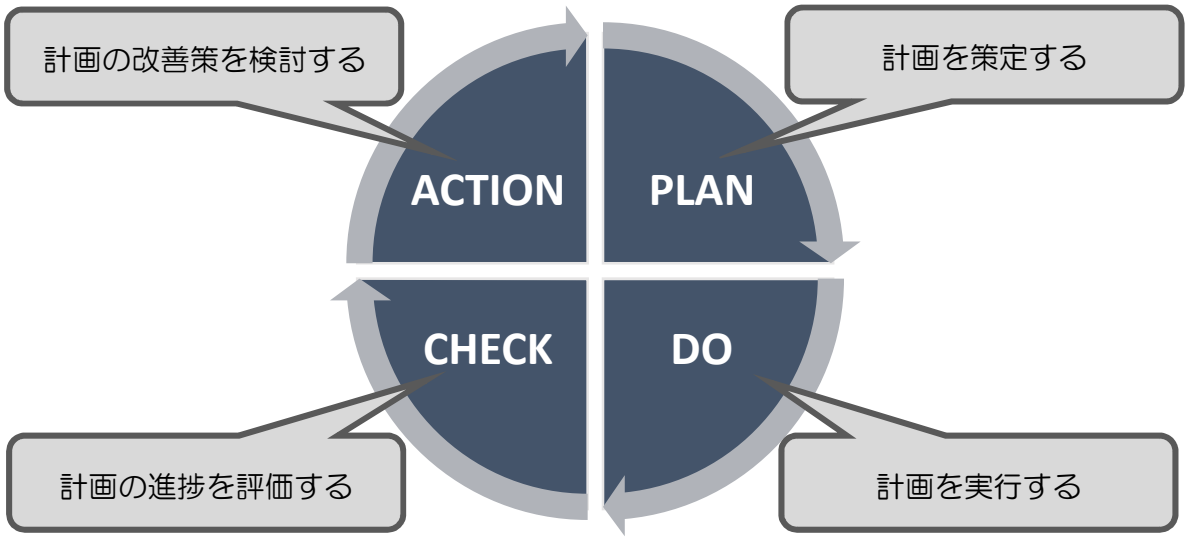

# 資料編

## 資料１　検討体制

「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」の検討は、見識を有する者、市民の代表、子どもの保護者、保育・教育関係者、民生・児童委員の代表、保健医療関係者、事業所関係者の12人からなる「あきる野市子ども・子育て会議」及び庁内関係部署による「あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会」で行いました。

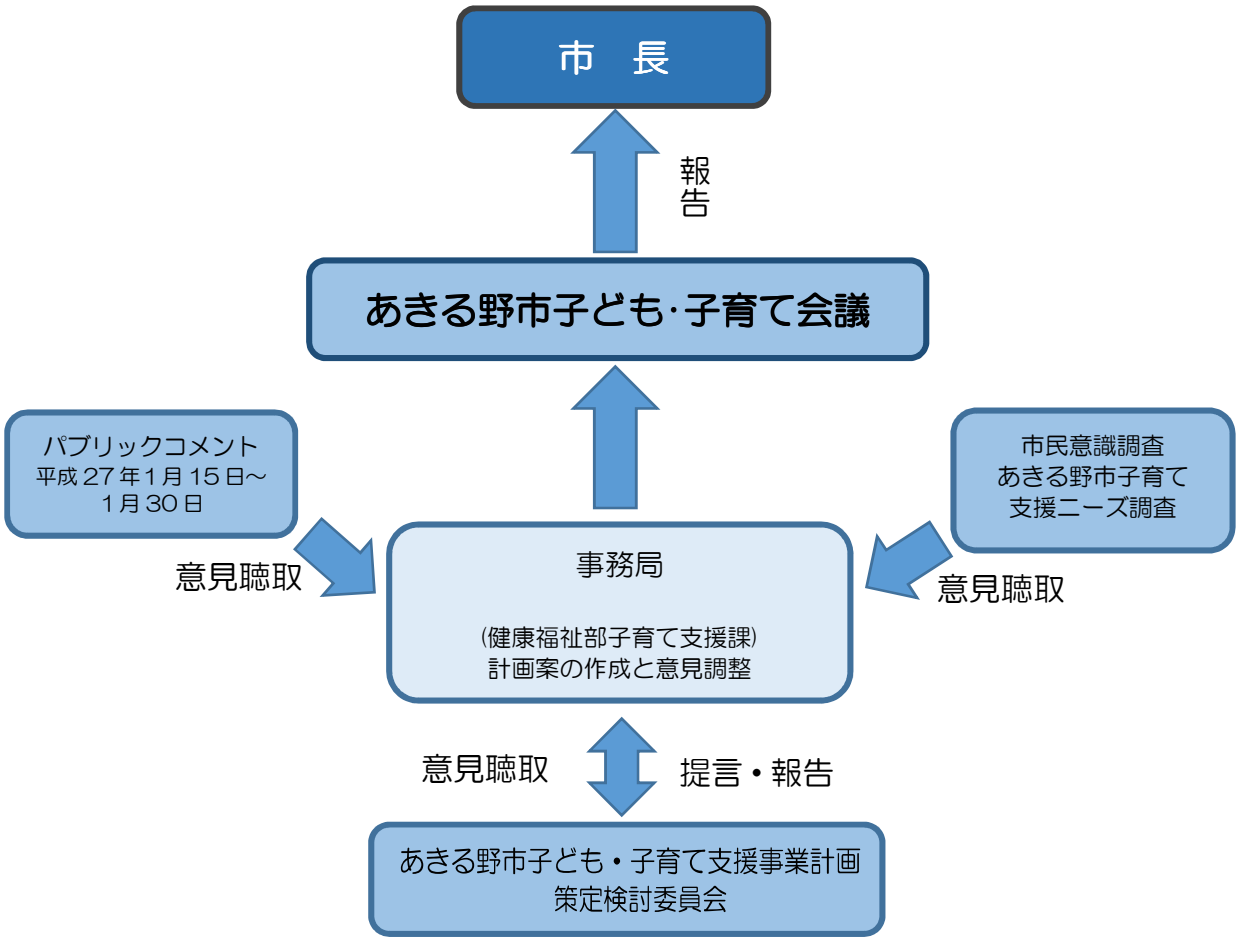

## 資料２　あきる野市子ども・子育て会議条例

あきる野市子ども・子育て会議条例

平成２５年６月６日
条例第２４号

（趣旨）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第３項の規定に基づき、あきる野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）
第２条　子ども･子育て会議は、法第７７条第１項各号に掲げる事務を処理するもののほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する利用者負担額について審議し、答申する。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員１２人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。
（１）　識見を有する者
（２）　市民の代表
（３）　子どもの保護者
（４）　保育・教育関係者
（５）　民生・児童委員の代表
（６）　保健医療関係者
（７）　事業所関係者
２　前項第２号の委員については、公募により選考することができる。
（委嘱）
第４条　委員は、市長が委嘱する。
（任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（役員）
第６条　子ども・子育て会議に、次に掲げる役員を置く。
（１）　委員長　１人
（２）　副委員長　１人
２　役員は、委員の中から互選する。
（役員の職務）
第７条　委員長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第８条　子ども・子育て会議は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。
２　会議の議長は、委員長をもって充てる。
３　子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
５　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第９条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援担当課において処理する。
（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成７年あきる野市条例第２３号）の一部を次のように改正する。
附　則（平成２６年条例第１０号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（あきる野市保育料徴収に関する審議会条例の廃止）
２　あきる野市保育料徴収に関する審議会条例（平成７年あきる野市条例第７７号）は、廃止する。
（あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成７年あきる野市条例第２３号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

## 資料３　あきる野市子ども・子育て会議委員名簿

（敬称略、順不同）

| | 氏　名 | 所属等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 吉田　正幸 | ㈱保育システム研究所代表 | 委員長 |
| 2 | 小机　敏昭 | あきる野市医師会会長 | 副委員長 |
| 3 | 見上　卓也 | 市民（公募） | |
| 4 | 富澤　歩 | 市民（公募） | |
| 5 | 坂本　和枝 | 子どもの保護者（幼稚園） | |
| 6 | 諸橋　敬子 | 子どもの保護者（保育園） | |
| 7 | 中原　　健 | 子どもの保護者（小学校） | |
| 8 | 濵川　喜亘 | あきる野市私立幼稚園協会会長 | |
| 9 | 伊藤　一法 | あきる野市民間保育園園長会 | |
| 10 | 堀部　朋良 | あきる野市児童館館長会会長 | |
| 11 | 中村　興毅 | あきる野市民生・児童委員協議会会長 | 平成26年1月9日まで |
| | 溝口　正恵 | | 平成26年1月10日から |
| 12 | 萩原　一明 | あきる野商工会　指導課長 | |

# 資料４　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置要領

１　目的及び設置

あきる野市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会、（以下「委員会」という。）を設置する。

２　所掌事項

委員会は、次の事項について検討する。

（１）　あきる野市子ども・子育て支援事業計画の施策内容に関すること。

（２）　その他あきる野市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

３　組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）　委 員 長　子育て担当部長

（２）　副委員長　子育て支援課長

（３）　委　　員　別紙のとおり

４　任期

委員の任期は、第２項に規定する検討を終了したときに満了する。

５　会議

（１）　委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

（２）　会議の議長は、委員長をもって充てる。

６　部会

第２項に規定する事項を効率的に検討するため、委員会の下に部会を設けることができる。

７　庶務

委員会及び部会の庶務は、子育て支援課において処理する。

別紙

平成 25 年度あきる野市子ども・子育て支援計画策定検討委員

（敬称略、順不同）

| 氏　　名 | 所　　属 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 森田　　勝 | 子育て担当部長 | 委員長 |
| 町田　加奈枝 | 子育て支援課長 | 副委員長 |
| 市川　　勤 | 児童課長 | |
| 平野　泰弘 | 児童館担当課長 | |
| 鈴木　徹朗 | 児童課保育係長 | |
| 高取　　篤 | 児童課保育係主査 | |
| 野沢　博之 | 児童課保育係主査 | |
| 田中　紀秀 | 児童課児童館係長 | |
| 小澤　　豊 | 健康課長 | |
| 嶋﨑　幸枝 | 健康課母子保健係課長補佐 | |
| 関谷　　学 | 生涯学習スポーツ課長 | 平成 26 年 2 月から |
| 田中　正則 | 子育て支援課子ども家庭支援センター係課長補佐 | |
| 山下　佳成 | 子育て支援課子育て支援係長 | 事務局 |
| 一瀬　秀和 | 子育て支援課子育て支援係主査 | |

平成 26 年度あきる野市子ども・子育て支援計画策定検討委員

（敬称略、順不同）

| 氏　　名 | 所　　属 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 田中　信行 | 子育て担当部長 | 委員長 |
| 町田　加奈枝 | 子育て支援課長 | 副委員長 |
| 加藤　多香之 | 児童課長 | |
| 平野　泰弘 | 児童館担当課長 | |
| 野沢　博之 | 児童課保育係長 | |
| 高取　　篤 | 児童課保育係主査 | |
| 田中　紀秀 | 児童課児童館係長 | |
| 小澤　　豊 | 健康課長 | |
| 嶋﨑　幸枝 | 健康課母子保健係課長補佐 | |
| 関谷　　学 | 生涯学習スポーツ課長 | |
| 田中　正則 | 子育て支援課子ども家庭支援センター係課長補佐 | |
| 一瀬　秀和 | 子育て支援課子育て支援係長 | 事務局 |
| 黛　　由奈 | 子育て支援課子育て支援係主事 | |

## 資料５　計画の策定経過

あきる野市子ども・子育て支援事業計画を策定するまでに、市民意識調査、「あきる野市子ども・子育て会議」を 11 回、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会」を６回実施しました。

| 日　時 | 主な内容 |
|---|---|
| 平成 25 年<br>７月２３日 | 第１回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>○子ども子育て支援事業計画の概要について<br>○計画策定までのスケジュールについて<br>○ニーズ調査について |
| 平成 25 年<br>８月 29 日 | 第１回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【委嘱式】<br>○委嘱書の交付<br>○委員長及び副委員長の選出<br>【議題】<br>○子ども・子育て支援新制度について<br>○国の基本指針の概要について<br>○子ども子育て支援事業計画の概要について<br>○ニーズ調査について |
| 平成 25 年<br>10 月７日<br>～10 月 25 日 | 市民意識調査（アンケート調査実施） |
| 平成 25 年<br>11 月 15 日 | 第２回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>○「第１回　あきる野市子ども･子育て会議」の報告について<br>○教育・保育事業等の今後の需要要の見込みに向けて<br>○ニーズ調査速報 |
| 平成 25 年<br>11 月 27 日 | 第２回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>○教育・保育事業等の今後の需要要の見込みに向けて<br>○ニーズ調査速報 |
| 平成 26 年<br>２月 13 日 | 第３回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>○教育･保育の提供区域の考え方について<br>○教育・保育の量の見込みの算出について<br>○あきる野市子ども･子育て支援事業計画【骨子案】について |
| 平成 26 年<br>３月 27 日 | 第４回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>○事業の量の見込みについて<br>○事業計画（骨子案）について |
| 平成２６年<br>４月 22 日 | 第３回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>○「第４回　あきる野市子ども･子育て会議」の報告について<br>○子ども・子育て支援新制度に関する基準について<br>○地域型保育事業の設備及び運営に.関する基準について<br>○放課後健全育成事業の整備及び運営に関する条例ついて |

| | |
|---|---|
| 平成 26 年<br>5 月 7 日 | 第５回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援新制度に関する基準について<br>〇地域型保育事業の設備及び運営に.関する基準について<br>〇放課後健全育成事業の整備及び運営に関する条例ついて |
| 平成 26 年<br>6 月 19 日 | 第６回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画基本理念について<br>〇地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保方策について |
| 平成 26年<br>7 月 15 日 | 第４回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>〇幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について<br>〇あきる野市子育て支援策の展開について |
| 平成 26 年<br>7 月 31 日 | 第７回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について<br>〇あきる野市子育て支援策の展開について |
| 平成 26年<br>9 月 19 日 | 第５回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>〇幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について<br>〇あきる野市子育て支援策の展開について |
| 平成 26 年<br>10 月 1 日 | 第８回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について<br>〇あきる野市子育て支援策の展開について<br>〇あきる野市学童クラブの延長育成料の諮問について |
| 平成 26年<br>11 月 7 日 | 第６回　あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>〇利用者負担について |
| 平成 26 年<br>11 月 13 日 | 第９回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>〇利用者負担について |
| 平成 26 年<br>12 月 25 日 | 第 10 回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援事業計画（案）について<br>〇利用者負担について |
| 平成 27 年<br>1 月 21 日 | 第 11 回　あきる野市子ども･子育て会議<br>【議題】<br>〇子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担について |

| | | | |
|---|---|---|---|
| あきる野市携帯電話向けサイト<br>http://www.city.akiruno.tokyo.jp/m/ | あきる野安心メール登録<br>**akiruno2-entry@tk.e-msg.jp**<br>防災・防犯情報 | るのキッズメール登録<br>akiruno3-entry@tk.e-msg.jp<br>**子育て情報** | サンちゃんメール登録<br>akiruno4-entry@tk.e-msg.jp<br>**行政情報** |
| QR コードを読み取ってアクセス | QR コードを読み取ってそのままメールを送信 | QR コードを読み取ってそのままメールを送信 | QR コードを読み取ってそのままメールを送信 |


あきる野市子ども・子育て支援事業計画
（あきる野市次世代育成支援行動計画）

発行日：平成２７年３月

編　集：あきる野市健康福祉部子育て支援課
〒１９７－０８１４
東京都あきる野市二宮３５０番地
電話　０４２-５５８-１１１１（代）